

令和5年6月30日

◎上治委員長 ただいまから、産業振興土木委員会を開会いたします。

(10時59分開会)

◎上治委員長 本日の委員会は、「付託事件の審査等について」であります。当委員会に付託されました事件は、お手元の「付託事件一覧表」のとおりであります。日程につきましては、お手元に配付してあります日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめにつきましては、7月4日火曜日の委員会で協議していただきたいと思います。

お諮りいたします。日程につきましては、お手元にお配りしてある日程等によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎上治委員長 御異議なしと認めます。

それでは日程に従い、議案及び報告事項を一括議題とし、各部ごとに説明を受けることといたします。

#### 《中山間振興・交通部》

◎上治委員長 最初に、中山間振興・交通部について行います。

部長の総括説明を求めます。

◎中村中山間振興・交通部長 それでは、所管の提出議案につきまして総括説明をさせていただきます。資料②議案説明書（補正予算）の27ページをお開きください。交通運輸政策課から1件、4億9,927万9,000円の増額補正予算を提出させていただいております。

29ページをお開きください。交通運輸政策課からは、原油価格、物価高騰の影響を受け厳しい経営状況にあるトラック運送事業者及び公共交通事業者に対する事業継続への支援策のほか、インバウンド観光の需要を着実に取り込むため、国際定期チャーター便の受入体制強化に係る予算を提案させていただいております。

また、このほかに報告事項としまして、交通運輸政策課から、とさでん交通の令和4年度決算等について御報告させていただきます。

詳細につきましては、交通運輸政策課長から御説明させていただきます。

私からの説明は以上です。

◎上治委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈交通運輸政策課〉

◎上治委員長 交通運輸政策課の説明を求めます。

◎別府交通運輸政策課長 交通運輸政策課の6月補正予算の案につきまして御説明いたします。お手元の資料②議案説明書（補正予算）をお願いいたします。28ページをお開きください。

まず歳入予算につきまして右端の説明欄を御覧ください。国庫補助金である新型コロナ

ウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の4億8,249万8,000円は、物流の効率化や労働環境の改善などに取り組むトラック事業者への支援制度の創設など、エネルギー価格などの物価価格の影響を受けている公共交通事業者を支援する事業の財源に充当するものです。

29ページをお願いいたします。歳出予算は右端の説明欄になりますが、トラック運送事業者支援事業委託料の2億6,574万5,000円、バス運行対策費補助金の4,700万円、公共交通活性化緊急支援事業費補助金の1億2,366万2,000円、国際チャーター便受入体制強化事業費補助金の4,609万1,000円、国際チャーター便入国手続円滑化事業費補助金の1,678万1,000円となっております。

それぞれの事業の詳細につきまして、別の資料で御説明いたします。お手元の産業振興土木委員会資料、令和5年6月定例会（補正予算）の赤色のインデックス、交通運輸政策課をお願いいたします。

まず、持続可能な物流の実現に向けたトラック事業者に対する支援の資料から御説明いたします。現状と課題です。トラック運送事業者は、事業全体のコストのうち燃料費が占める割合が高く、燃料価格の高騰の影響が大きい一方、荷主との力関係などもあり、他の業種と比べて燃料価格の高騰分を運賃に転嫁することが進みにくい状況にあります。加えて、トラックドライバーの時間外労働の上限が来年4月から設けられまして、物流の停滞が懸念される、いわゆる物流の2024年問題への対応が必要とされておりまして、厳しい経営環境下においても、持続可能な物流の実現に向けて構造転換を図っていく必要があります。トラック運送は、県民生活や県経済を支える本県物流の基幹であり、災害時の救援物資の緊急輸送などでも重要な役割を担っていくことも踏まえまして、「物流の2024年問題」に取り組むトラック事業者に対しまして、事業継続のための支援を行おうとするものです。

支援の内容としましては、物流の2024年問題への対策に取り組むことを要件としまして、それぞれの事業者が保有する車両台数に応じ支援金を給付することを考えております。支給要件とする取組は下の表の要件の欄に記載しております。トラックドライバーの労働時間の削減等、運賃収入の増加、商慣習の見直しによる経営改善等、トラックドライバーの確保等の3つの柱立ての下、12の項目を掲げておりまして、この中からそれぞれの事業者において、事業の規模や業態などに応じて効果が見込めそうなものを2つ以上取り組んでいただくこととしております。

なお支援金の給付事務については、事業者への周知、申請、給付の事務に加えまして、取組へのアドバイスなどを含めた形で、高知県トラック協会に委託して行うこととしております。

また2024年問題に対応するためには、荷物を運ぶトラック事業者だけでなく、荷主となる企業等の理解や協力が欠かせないことから、荷主関係団体を対象としたセミナーを既

存の予算で開催することとしております。今回御審議いただく補正予算による支援と併せまして、トラック運送事業者の事業の継続と物流の2024年問題の対策の促進を図ってまいります。

次のページをお願いいたします。燃油高騰に対する路線バス事業者への支援です。まず、県内の路線バス事業者の現状・課題です。燃料価格は、令和2年度と比較しまして現在4割弱上昇しております、これに伴い運行に要する経費が増加し経営を圧迫しているという状況です。また、利用者数は、路線バス、高速バス、貸切りバスともに、コロナ禍と比べて回復基調にはあるものの、コロナ前の水準には至っておらず厳しい状況が続いております。こうした厳しい状況を受けまして、車両の更新など事業継続のために必要な設備投資ができていない、その余力がないという状況にあります。こうした状況においても、今後も路線バスの運行を担っていただくためには、バス事業者の車両購入に対する支援が必要でして、この点を拡充するものです。

まず下の表の左側、バス運行対策費補助金について御説明いたします。この事業の目的は、燃費性能の良い新型車両の導入を支援することで、運行経費の削減を図るとともにカーボンニュートラルの実現につなげてまいりますほか、ノンステップバスの導入によるバリアフリー化も促進したいと考えております。補助対象事業者は、県内に本社があり国庫補助路線を運行している3社が購入する車両9台分に対して補助しようとするものです。補助率については、一番下に記載している例のところを御覧ください。現在、路線バスの車両価格はおよそ2,300万円です。新たな車両を購入する場合、既存の国の補助と県の補助金合わせた1,500万円を差し引いた800万円がバス事業者の負担になります。この事業者負担の2分の1を支援するよう今回補助を拡充したいと考えております。

次に右側、公共交通活性化緊急支援事業費補助金は、国庫補助路線または県補助路線を運行するバス事業者の収益を支えております。高速バス・貸切りバスの車両購入を支援し、路線バス事業者の事業継続を図ることで公共交通の維持につなげるものです。補助対象事業者は、県内に本社があり国庫補助路線または県補助路線を運行するバス事業者の6社の車両7台分の購入に対して補助しようとするもので、補助率はバス購入経費の3分の1としております。バス事業者からは、クルーズ船の増加や「らんまん」の効果などにより、高速バス・貸切りバスの需要が増えていると伺っており、県としましてもこうした機を逸することのないよう支援していきたいと考えております。

次のページをお願いいたします。最後に国際定期チャーター便受入れに対する支援です。まず、国際チャーター便受入体制強化事業費補助金について御説明いたします。高知龍馬空港における国際チャーター便受入れに向けた現状と課題といたしまして、航空機の誘導や旅客の案内などを行う地上支援業務の実施事業者は、コロナ禍の旅客需要の減少に合わせて体制の縮小が図られた結果、コロナ禍における路線の拡充に当たりまして、人材確保

に苦慮している状況です。本補助金は、こうした状況を踏まえまして、地上支援業務の実施事業者が、国際チャーター便受入れの際に臨時的に必要となる人材を派遣会社から受け入れるために必要な経費を支援するものです。

次に国際チャーター便入国手続円滑化事業費補助金について御説明いたします。本年5月からの国際定期チャーター便の受入れに当たっては、国や航空会社等の関係機関から、現ターミナルビル施設の狭隘問題や航空保安上の問題が指摘されたことから、空港内に新たに入国審査を行うための仮施設を設置し、10月末までの間、受入れを行っているところです。11月以降のチャーター便の就航については現在交渉中ですが、チャーター便の就航が決定した際、速やかに受入環境を整備する必要があるため、高知空港ビル株式会社に対して国有財産使用料や施設の設置、維持管理経費、仮施設への移動に必要となるバスハンドリングに要する経費を支援するものです。

以上で、交通運輸政策課の6月補正予算案に関する御説明を終わらせていただきます。

◎上治委員長 質疑を行います。

◎加藤委員 資料も準備して大変分かりやすい御説明をいただいたと思います。2024問題への対応をしていくという御説明をいただきましたけれども、給付要件でいろいろと取組を挙げていただいておりますが、今回の支援を機に前向きに進んでいくことを期待しますが、どのようにこの取組の評価をしていくのかも大切になってくるんじゃないかなと思います。そのあたりはいかがお考えでしょうか。

◎別府交通運輸政策課長 例示として取組を12項目挙げておりますけれども、こちらの給付の事務をトラック協会に委託しようと考えております。支給に当たっては、事業者の方からまず取組の計画表を出していただくことを考えています。その中で2つ以上この要件に合致する取組を掲げていただきまして取り組んでいただいた方々に支援金をお支払いさせていただくというふうに考えておるんですけども、実際、取組自体はトラック協会にもフォローしていただいて、各事業者の取組の伴走支援でありますとか、取組の状況の把握をしていただいて、少しずつでも取組、また機運の醸成につながるようにしっかりとフォローアップしていくというところで考えております。

◎加藤委員 その計画がしっかり進んでいるかどうかも含めて、PDCAはトラック協会がフォローアップも含めてやっていくという認識でよろしいでしょうか。県として何か支援をしていったりとかはありますか。

◎別府交通運輸政策課長 各トラック事業者の取組については、計画をフォローアップさせていただきたいと思っています。少し説明の中でも触れましたけれども、トラック運送事業者だけの取組ではなかなか価格転嫁等は進まないところもありますので、そこは別途、既存の予算を活用しまして、荷主事業者に対する意識啓発のセミナーを実施するように考えております。

◎加藤委員 これを機にしっかり取組が前に進むように応援もしていただけたらと思います。

もう一つ、バス事業者への支援についてですけれども、燃費の向上も含めてとてもいいタイミングでの事業になるんじゃないかなと思います。それぞれの事業者のニーズとしては、今回バスが9台、あと貸切り高速バスなんかは7台分という御説明があったんですけど、ニーズとしてはどう把握されていますか。これで大体賄えているのか、それともこれ以外にもさらに御要望があるのか、そういったところも御説明いただけますか。

◎別府交通運輸政策課長 スキームの構築に当たっては、県内のバス事業者に現状ヒアリングをさせていただいております。説明の中でも少し触れさせていただきましたけれども、なかなかコロナ禍の中で設備投資が進まない、そういった余力がないためバスの購入を差し控えている事業者がかなりいらっしゃるということです。過去3年間、コロナ前の3年間でいきますと大体6台ぐらい買われている中で、コロナ禍ではその台数が2台ぐらいに抑えられているということもあります。なおかつ、バスを何年間使っているかですけども、大体、高速バスとかですと20年という基準というか目安があるんですけども、県内のバス事業者を見ますと20年を超えているバスもかなり走っておられると。高速バスとかですとやっぱり長距離を高速で走りますので安全性も大事だと思っています。そういったところも踏まえて、バス事業者に必要な台数を確認させていただきまして、算出しております。

◎塚地委員 関連ですけど、トラック協会に委託されて今回の支援を行われるということで、お話の中で給付要件として2つ以上という御説明をされたんですけども、どういう項目を2つということになるのか。

◎別府交通運輸政策課長 今回記載している項目が、トラック事業者に取り組んでいただく事業といたしまして12項目あるんですけども、もともとは国の検討会議等でトラック事業者が取り組むべき対策というものがあまして、それをベースに抽出させていただいております。それに加えて県内独自の事情といいますか、人材確保も大事ですので、それを3点目の項目として加えて、全てで12項目です。県内のトラック事業者は業種業態様々ですし、特に中小の企業が多いため、取組すべき内容ですとかできることが様々だと思っています。ただこういった2024問題は、全ての事業者に取り組んでいただきたいと思っていますので、幅広く多くの企業で対応ができるような形で取り組んでいきたい、取組自体も大きなものから小さいものまでありますけれども、できるだけ多くの企業に取り組んでいただいて機運を醸成していくため、取組自体はかなり幅広く拾っております。

◎塚地委員 現状、本当に燃油高の中で経営も大変な状況ですので、一定改善することを条件に支援するという考え方は、私は前向きな支援の仕方やなと思います。

それで、(2)で書かれてある商慣習の見直しとか経営改善等というところで、取引実態の是正という表現は結構厳し目の表現かなとは思いますが。それは具体的に今、是

正すべき課題が明確にあって、県としても是正すべきだなと考えているので提案されているということですよ。それで、実態としてどういう状況なのかなということ、幾つか教えてもらえるものがあつたら、具体的な中身としてお聞きできたらなと思うんですけど。

◎別府交通運輸政策課長 商慣習の見直しによるとか是正という言葉は、国の言葉から引っ張ってきているところもあるんですけども、実態でいいますと、荷物を運ぶための運賃は契約の中で定まっているんですけども、実際に運んだときに荷物を下ろしたりとか積んだりする作業は、運賃には入っていない部分になるんです。ただ一方で、現場でいいますとやっぱり契約を取らないといけない、荷主になかなか物申せないところもあって、これ積んどいてよとか下ろしといてよとか、あと荷物を積める状態にまでいっているんですけど、そこで待たされてしまうという荷待ちもあつたりします。そういったところで労働時間が長くなるとか、トラック事業者の負担になるところがありますので、そういった商慣習の是正が、国も含めて県でも課題と思っていますので、しっかりと見直していきたいと考えております。

◎塚地委員 すごく大事な観点かなと思うんです。結局トラックドライバーの皆さんの労働条件とか、賃金とかが改善されないと、人材不足を克服する上でもすごく大事なことなので、そういう視点で県としても見ていただきたいし、トラック協会というのは協会の方々なので、事情が分かり過ぎるところもあろうかと思って、その是正については一定、県としてもしっかり確認をしていくということ。委託したらもう丸投げでお任せですよということではない対応は必要なんじゃないかなと思うので、計画を誰がどうチェックするか、県としてどこまで確認ができるかというようなことは、協議も必要なんじゃないかなと思うんですけど、そこらあたりは。

◎別府交通運輸政策課長 非常に重要な御助言ありがとうございます。もちろんトラック協会にまずは一義的には見ていただくんですけども、委員御指摘のところはしっかり県としても確認させていただきたいと思います。

◎久保委員 我々が住んでいます地方都市においては、これからますます高齢化の中で公共交通が大事と思っていて、路線バスについてなんですけども、今年の秋にまたダイヤ改正をするんですか。

◎別府交通運輸政策課長 さようでございます。

◎久保委員 その理由が運転手が確保できないということで、どうしてもダイヤを縮小せざるを得なくなったとお聞きしているんですけども、それが主な要因でしょうか。

◎別府交通運輸政策課長 減便についてですけども、大きく要因が2つあると捉えております。一つは御指摘いただいたとおり、運転手が確保できないというところがあるんですけども、今回の秋の減便理由としてはもう1点のほうの理由でお伺いしております、2024問題と関連するんですけども、運転手の労働時間の上限でありますとか、あと今ま

で8時間休息を取れば次の勤務に入れたんですけども、それが11時間取らないといけなくなったということがありまして、11時間休憩を取るとなると、夜の便で走っていた方が朝の便で走れないという状況ができています。運転手不足も関連するんですけども、今回の減便については、夜走った方が朝走れないので、シフトが組めなくなって朝の便が少し減ったりとか、夜の便が少し減ったりとか調整をされたとお伺いしております。

◎久保委員 コストパフォーマンスの問題もあると思いますけども、運転手に余裕があればもう少し減便が少なくなったり、そのままであったり、何を言わんとするかといったら、減便になったら負のスパイラルになると思うんですよ。不便になるから乗りにくくなる、乗りにくくなって利用者が少なくなったら、また減便にならざるを得ないという負のスパイラルに陥ることがすごく心配で、現に私が住んでる春野町なんかもよくそんなお話をお聞きするところです。それに向けて別途のやり方のデマンドなんかもありますけども、今回この燃料高騰による補助金というのはもちろん分かりますけども、そういう運転手の確保に向けての、県として何らかの対応というのは、秋のダイヤ改正に向けて時間もないところですけどもいかがでしょうか。

◎別府交通運輸政策課長 運転手の確保は交通事業者でも課題と捉えていらっしゃるし、県でも非常に重要な課題だと思っています。県では、運転手の確保に取り組む事業者と一緒に取り組むため、県外で行われている運転手就業のイベントに出展させていただいてまして、昨年度は大阪に1回出展いたしまして、事業者のブースを構えてマッチングをしたんですけども、それがなかなか好評だったもので、今年度は大阪で2回と東京で2回と拡充する形で実施させていただいております。今年既に2回、大阪で1回と東京で1回実施しておりまして、例えば事業者が3社出展したんですけども、いずれのブースにも十数人の方がいらっしゃって、実際に何月には営業所を訪問するとか、実際に働いている現場を見に来るといった話も出てきております。そういった形で運転手確保に取り組む事業者の支援をしっかりとさせていただきたいと思っています。

◎久保委員 負のスパイラルにならんようにせんといかんと思うんで、県外でそういう運転手の確保に向けてのイベントをぜひこれからもよろしく願いいたします。

◎横山副委員長 皆さんからドライバーの問題に向けていろんな話が出ていますけれども、やっぱり県としてここまでは頑張っただけだけれども、国もこういうことをしてもらわないかんよねというような、全体を巻き込んで考えていかないかん。我々みたいな大阪に出したり東京に出したりするという遠隔地からしたら、この問題は国も一緒になって解決していただかなければならないということ、しっかりと打ち出していくべきじゃないかなと思うんですけど、その辺の動向とか県の考えをお聞かせください。

◎別府交通運輸政策課長 ドライバー確保については、人材不足というところと併せて2024問題で浮き上がってきたところも大きいと理解しております。昨年からのPTも立ち上

げて2024問題に取り組んでいく中で、副委員長のおっしゃるとおり国も含めた対応が必要で、今年に入ってから国と意見交換をさせていただいております。国として施策を打っていただいていることは十分理解しているんですけども、やはり地方における課題を、しっかりと御意見としてお伝えして、取組をお願いするということもさせていただいております。

◎中村中山間振興・交通部長 補足です。私どもは昨年度2月にPTをつくって県としてのできる対策を検討して、今回一つの事業として出させていただきました。国は国で検討会を設置して、自民党あるいは政府としての案を出して、恐らく今度の骨太にも載りましたし、概算にも載っていくんだと思っております。ただその中で、私自身がちょっと書きぶりが薄いなと思ったのが、ドライバーの確保の部分と、やはり大企業を重点的に考えていますんで、今回もメニューとしてはありますけど、モーダルシフトとか非常に資本の太いところに対応できる事業に若干力点を置いているような気がいたしましたんで、国の担当室長にお会いして高知県の実態を話し、より小規模事業者らが活用できるような支援制度を実際に予算化する際には考えていただきたいと申し上げた次第です。

◎横山副委員長 部長の言われたことは大変重要な視点だと思いますので、引き続き国へ働きかけていただきたいなと思います。

あと1点だけ、バスの購入補助なんですけど、これは国庫補助路線と県補助路線をやっているところということで、県民の足として理解はするんですけども、これ以外に民間のバス、民間の観光バス会社もこういうニーズがあるのか、ないのか、その辺はどうなんでしょうか。

◎別府交通運輸政策課長 バスの購入に関しては、当然ながらニーズはあります。今回いわゆる6月補正でお願いいたしましたのが、燃油価格高騰がある中で、県として路線バス事業者に対する補助を一番大事に置かせていただいております。路線バスは基本的に赤字路線が全てですので、それだけで運行すると自主運行が難しいという中で、収益部門のいわゆる高速バスでありますとか、貸切りバスのところの収益をしっかりと確保していただきたいということで、今回は路線バスを運行されている事業者で、なおかつ高速貸切りバスをされている事業者に限定させていただいております。ニーズとして広くあることは承知しております。

◎横山副委員長 アフターコロナで観光も活性化している中で、民間の路線バス以外の観光バス会社も何かの支援をいろいろ考えていただければなど、これも要請ということでもよろしくお願いたします。

◎田所委員 トラック運送事業者に対する支援計画について台数当たりで書いていますけども、これは下の取組に使っていくのが原則なのか。支援金に対する使い方、活用の仕方は企業によって様々あるんじゃないかなと思うんですけども、どんな整理になっています

か。

◎別府交通運輸政策課長 支援金の活用の仕方は各事業者、自由に使っていただいて結構です。

◎田所委員 あと、荷主との価格交渉、今もそうですけど今までもずっと大変やったと思うんですけど。この支援に対して伴走支援していくんだとおっしゃっていましたが、どんな伴走支援を想像されていますか。

◎別府交通運輸政策課長 12項目挙げていますけども、恐らく中小の企業はほとんど取り組まれていなくて、まずやり方から分からないというところがほとんどだと思うんです。あと自社の事業規模とか業種業態によって、どれが最適というところも分からないと思いますので、メニューの選定から始めてしっかりフォローしていくというのと、その後の実行の部分をしっかり取組につながるように支援していきたいと思っています。

◎田所委員 それとさっき企業に対してのセミナーのお話をしていましたけども、荷主に對してのセミナーということでよろしいんですか。

◎別府交通運輸政策課長 さようでございます。

◎上治委員長 質疑を終わります。

以上で、交通運輸政策課を終わります。

これで、中山間振興・交通部の議案を終わります。

#### 《報告事項》

◎上治委員長 続いて、中山間振興・交通部から1件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることといたします。

#### 〈交通運輸政策課〉

◎上治委員長 とさでん交通の令和4年度決算等について、交通運輸政策課の説明を求めます。

◎別府交通運輸政策課長 それでは、とさでん交通の令和4年度決算等について御報告いたします。お手元の産業振興土木委員会資料、令和5年6月定例会（報告事項）の赤色のインデックス、交通運輸政策課のページをお開きください。とさでん交通の令和4年度決算及び収支改善策の進捗状況についてです。

こちらのとさでん交通が作成した資料で御説明させていただきます。1枚おめくりいただきますと上側ですが、とさでん交通が設立された平成26年10月から令和4年度末までの業績の推移を示したグラフになります。水色の棒グラフが会社全体の売上げ、赤色の折れ線グラフがその年度の純損益となっております。まず会社全体の売上げを示す水色の棒グラフは、コロナ前の平成30年度までは年間およそ57億円から59億円の売上げがありましたが、コロナ禍が本格化しました令和2年度はおよそ半分の28億円まで落ち込んでおります。その後徐々に回復いたしまして、一番右の令和4年度はおよそ40億円で、コロナ前の水準

には至ってはいないものの、コロナ禍から12億円ほど回復しております。

会社の純損益を示す赤色の折れ線グラフでは、会社が設立された平成26年10月からコロナ禍前の平成30年度までは黒字経営でしたが、コロナ禍に入った令和2年3月が含まれる令和元年度決算以降、県境をまたいだ移動の制限やインバウンド事業の消失などにより、令和2年度に8億円を超える赤字を計上するなど赤字経営が続いております。引き続きコロナ禍の影響が残っておりますが、赤字額は大幅に減少し、折れ線グラフの一番右側、令和4年度の純損益は4,800万円の赤字となっております。

続きまして下の表をお願いいたします。これは会社の主要事業の業績を示したものです。個別の事業ごとに、上段の白色が売上げ、下段の水色が売上げから経費を差し引いた営業損益となっております。いずれの事業におきましても令和3年度と比べ売上げが伸びており、下から5行目、旅行（トラベル）、その下の空港（航空代理）の営業損益は黒字転換となっております。全体的に回復基調にあります。令和元年度実績と比較しますと全社売上げが74.3%であり、コロナ前の水準には達していないという状況です。

次のページをお願いいたします。上の表の令和4年度業績（全社P L）を御覧ください。左から、令和4年度決算額、令和3年度決算額、令和4年度と令和3年度の決算額の対比、令和元年度決算額、令和4年度と令和元年度の決算額の対比をお示ししております。まず中段のやや下の赤字、本業の利益を示す営業損益は8億7,600万円の赤字で、令和3年度の15億2,500万円の赤字と比べると、大きく改善されております。

その下の営業外収益の2億200万円は、主に国の雇用調整助成金などで、算定額の減額等に伴い、令和3年度から約3億円減少しております。

営業外費用6,400万円は、主に借入金の利息などの支払いです。

営業損益に営業外収益を加え営業外費用を差し引いた経常損益は7億3,800万円の赤字となっております。

その下の特別利益12億5,700万円は、主に国、県、沿線市町村からの補助金、給付金になります。規模としては令和3年度から微増となっております。

一番下の当期純損益は、令和4年度は4,800万円の赤字で、令和3年度とほぼ同額となっております。

本業部分である営業損益は大きく改善したものの、雇用調整助成金などのコロナ関連の給付金や補助金が減少し、結果として純損益は前年並みとなっております。

下の表を御覧ください。会社の令和4年度決算のうち、主な事業について個別に御説明させていただきます。左側の軌道事業につきましては、一番上、営業収益は8億7,000万円で、令和3年度から5,700万円の増収となっております。一連の経費を差し引いた一番下、差引営業損益は1億5,100万円の赤字で、令和3年度と比較すると6,000万円ほど改善しております。

続きまして、右側の路線バス事業の一番上、営業収益は7億6,800万円で、令和3年度から4,000万円の増収となっております。一番下、差引営業損益は6億3,600万円の赤字で、令和3年度と比較して1億2,000万円ほどの改善となっております。

次のページをお願いいたします。上の折れ線グラフは、軌道、路線バスの月別の利用者数の推移を示したもので、上段が軌道、下段が路線バスの利用状況となっております。

下の表をお願いいたします。左側が高速バス事業、右側が貸切りバス事業の令和4年度の決算です。左側の高速バス事業の一番上、営業収益は4億8,800万円で、令和3年度と比較すると倍増と大きく回復しております。一番下の差引営業損益は1億1,600万円の赤字となっており、令和3年度と比較すると2億円弱の改善という状況となっております。

右側の貸切りバス事業の一番上、営業収益は3億9,900万円で令和3年度と比較して1億7,000万円余の増収となっております。一連の経費を差し引いた後の差引営業損益は600万円の赤字となっており、もう少しで黒字転換というところまで回復しております。

足下では、クルーズ船の高知寄港や「らんまん」の効果などで、稼働が大きく回復している一方で、会社からは急速な需要回復に対応するためには、運転手の確保が課題と聞いております。

先ほども申し上げましたけれども、県では交通事業者の運転手確保の取組を支援するため、県外で開催される就職マッチングイベントへの出展を今年度から強化しております。会社からは、このイベントに社長自らが参加し、直接、参加者の方々に会社の魅力などをPRするなど取組を強化したいということもお伺いしております。県としましても会社と連携し、運転手確保にしっかりと取り組んでまいります。

次のページを御覧ください。とさでん交通の収支改善策の取組状況について御説明をさせていただきます。昨年度の収支改善に向けた取組とその効果額の一覧です。上の表が中期経営計画に位置づけられた収支改善策、下の表が中期経営計画では位置づけがされておりませんが、追加して取り組む改善策の進捗状況となっております。多くの取組において計画を上回る効果が得られておりました、その効果額は下の表の一番下、薄い緑の部分のとおり、計画額9,350万円に対しまして、実績が1億7,040万円と計画を大きく超える収支改善が図られております。

個別の施策で見ますと、上段の表、一番下の行の人員削減、仕業削減などの経費削減の取組に加え、3行目の定期券の販売強化や、下段の表、下から2行目の旅行部門での既存顧客へのアプローチなど、営業活動の強化による収入増の取組においても計画を大きく上回る効果が現れております。

次のページ以降は、収支改善策の詳細となりますので、説明は省略をさせていただきます。

県といたしましては、会社の純損益が黒字になるまでの間しっかりと支えることが重要

と考えておりますので、今後もとさでん交通の経営状況を注視しながら、必要に応じて関係自治体と連携した支援策を検討してまいりたいと考えております。また国に対しては、公共交通に対する支援制度の拡充、改善などを引き続き求め、県民の移動手段の確保を図ってまいります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

◎上治委員長 質疑を行います。

◎西森（雅）委員 経営努力をされながら、とさでん交通も何とか頑張ってきておられるところでありますけれども、以前私も本会議で少し話もさせていただいたことがありますけれども、努力をされているのは十分承知しておるわけですが、さらなる経営努力ができるところもあるのではないかとこのところもしっかりと見ていきながら、経営努力をさらに進めていただきたいと思います。

以前タイヤの入札がされていないという話もさせていただいたかとは思いますが、そこなんかも今どうなっているのか。恐らく今すぐ返事はできないかと思っておりますけれども、そういうところもしっかり入札して、さらに経費を削減できるところがないのかどうか、しっかりと見ながら進めていっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

◎別府交通運輸政策課長 タイヤの件は以前にお話も頂いたところと、あわせまして燃料の部分についても過去にお話を頂いたと承知しております。タイヤのところは入札がどうかまた確認させていただきますけれども、燃料のほうにつきましては、毎月入札を実施しておりまして、事業者を固定することなく入札で公平に、より安価な燃料の調達に努めておると伺っておりますので、対応も含めまして、さらなる経営努力というところはしっかりと見させていただきたいと思います。

◎塚地委員 3ページで御説明いただいたところで、当然、経営改善が必要なんですけれども、経営改善の一つの項目として、例えば3ページの下軌道の部分で、図の下に営業費となって、人件費、修繕費は令和3年比で減となったがと書かれていますが、そうなる何か人件費が減ったことが評価の対象なんかとちょっと読めてですね。今の賃上げの必要性とか、運転手とかの労働条件の改善の問題ですとか、そういうことを考えると、人件費が減ということが単純に評価対象なのかというのは、少し気になって見させていただいて、確かに金額的にも93%まで、令和元年の実績から便数も減ったから働く人も減っているという関係性なんかと思うんですけど、考え方の問題として、人件費が割合として減れば経営改善が進んだという見方でいいのかという、大きなところの考え方でどうかということですが。

◎別府交通運輸政策課長 人件費が減ることで、例えばサービスが低下したりとか、あと従業員の方々の労働環境が悪くなることであってはならないと思っています。人件費削減の実態といいますか、状況をとさでん交通には確認させていただいたんですけど、例

えばこれまで電話でしていた貸切りバスの受付ですとか、あと窓口で実際に売っていた切符の販売がインターネットを使ったり別の手段に変えられたというところで、窓口のマンパワーが少し要らなくなったところがあったと聞いております。そういった中で、事務職員について一部、退職者の補充を止めていたと、業務が減った関係でマンパワーが要らなくなったことで、退職不補充という形を取ったので、こういった形に反映されるとお伺いしています。他方で、乗務員は、人員削減は当然しておりませんし、なおかつ先ほど申し上げました不補充することによって人員が減ったことで、ほかの方々の時間外が増えたりとかはないことは確認させていただいております。

◎塚地委員 よく分かりました。セミナーも開いてマッチングも努力されているということで、やっぱりそこはどうしても労働条件で皆さん判断されると思うので、そこが低下することのない計画で前進していただきたいなという、私からの思いのお伝えです。よろしくをお願いします。

◎上治委員長 質疑を終わります。

以上で、交通運輸政策課を終わります。

これで、中山間振興・交通部を終わります。

#### 《観光振興部》

◎上治委員長 次に、観光振興部について行います。

部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎山脇観光振興部長 観光振興部からは、令和5年度一般会計補正予算議案について御審議をお願いするものです。まず、インバウンド関連予算についてです。コロナ禍で特に大きな影響を受けてきたインバウンドに関して、台湾からの定期チャーター便が5月から就航したことを契機として、今後本県への観光需要を一気に回復させていきたいと考えております。このため台湾におけるプロモーションや旅行会社向けの支援を強化し、台湾からの安定した誘客を図ることで、11月以降への延長と今後の定期便化につなげていきたいと考えており、関連する予算をお願いしているものです。

また、高知新港に寄港するクルーズ客船について、当初の想定を大幅に上回る61隻の寄港が予定されております。このため、市街地等での受入体制の強化に必要な経費をお願いするものです。

そのほか、国からの臨時交付金を活用し、地域内の周遊を促進する施策や宿泊施設が行う通信環境の整備への支援など、滞在型観光をさらに進めていくために必要な経費をお願いしております。

詳細につきましてはこの後、担当課長より説明させていただきます。

私からの説明は以上です。

◎上治委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈観光政策課〉

◎上治委員長 最初に、観光政策課の説明を求めます。

◎鈴木観光政策課長 それでは、観光政策課の令和5年度6月補正予算案について御説明させていただきます。資料②議案説明書（補正予算）の38ページをお願いいたします。今回、補正額の欄にありますとおり1億4,897万2,000円の増額補正をお願いしております。

資料右端の説明欄、観光振興推進事業費補助金は、県観光コンベンション協会に対する補助金ですけれども、台湾と高知を結ぶ定期チャーター便の運航に関連する経費を増額するものです。

別途お配りいたしました資料で内容を御説明いたします。議案参考資料の赤のインデックス、観光政策課とついた1ページをお開きください。資料上段の背景の1つ目の丸にありますように、訪日のインバウンド需要は回復傾向にあります。そして既に御案内のとおり、台湾桃園国際空港と高知龍馬空港を結ぶ定期チャーター便が就航いたしました。薄い黄色の背景の枠囲いを御覧ください。定期チャーター便は去る5月10日に就航いたしました。今年10月28日まで、毎週水曜日と土曜日、それぞれ台湾高知間を1往復、合計で50往復する予定です。このチャーター便は台湾の旅行会社であるスタートラベルが主体となりまして、航空会社のタイガーエア台湾の運航便を活用して、台湾から本県などへのツアーを企画、実施するものです。なお資料には書いておりませんが、これまでの利用状況を申し上げますと、合計で15便、人数では約2,500名の方に高知にお越しいただきまして、搭乗率は平均で9割を超えております。

今後の取組方針としましては、1つ目、この定期チャーター便による旅行商品の販売を促進させ、台湾からの観光客を確実に取り込む必要があります。また2つ目、現時点の高い搭乗率を継続させていくことで、チャーター便を11月以降の冬ダイヤへの延長につなげていきますとともに、さらに将来的には、高知龍馬空港の国際定期便化を目指していくこととしております。

その下の事業概要を御覧ください。右下の枠の実施内容にありますように、定期チャーター便を活用した旅行に対する旅行会社への助成や、今後の新たな商品づくりに向けた旅行会社の事前視察、また販売促進のための台湾でのプロモーションを強化するための経費につきまして、今議会にてお願いするものです。これらによりましてチャーター便の高い搭乗率の維持と運航期間の延長につなげてまいりたいと思います。

説明は以上となります。

◎上治委員長 ここで昼食のため休憩とさせていただきます。再開は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 11時56分～12時59分)

◎上治委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

御報告いたします。観光政策課の午前中の説明につきまして、追加資料の提出がありましたので、委員の皆様へに配付しております。配付資料の説明等を先にお願いたします。

◎山脇観光振興部長 コンベンション協会への補助金に関して内訳の資料がなく大変申し訳ございませんでした。今お手元にお配りさせていただいております。なお、内容について追加の説明をさせていただきたく、この後、実務担当課長であります国際観光課長から説明させていただきます。

◎山本国際観光課長 国際観光課から御説明させていただきます。

それでは資料を御覧ください。先ほど説明させていただきました旅行会社への助成が資料①の助成金になりますけれども、こちらが航空会社、また旅行会社への助成金になりまして、1億2,200万円余になります。事前視察の実施という部分につきましては、資料②のファムツアーの実施になります。こちらが旅行会社ですとか、メディア、テレビ番組やインフルエンサーの方などを招聘するものでして、1,043万9,000円になります。次の資料③が、台湾でのチャーター便の利用促進のためのプロモーションになりまして、旅行博等への出展ですとか、広告、支援などになりまして、1,643万3,000円の積算としております。合わせて1億4,897万2,000円となります。

◎上治委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 チャーター便が就航して一定の期間がたつんですけれども、来航された台湾の方々のアンケートというか反応というものはつかんでおられると思うんですけど、どんな状況なんでしょうか。

◎山本国際観光課長 アンケートにつきましては、来月、動態調査を委託する予定をしております。声としましては、直接、私たち国際観光課の職員やコンベンション協会へ、毎回受入れに行っておりますけれども、帰られるときに直接お話を伺いしております。やはり自然とか食につきましてすごく満足しているというお話を伺いしているところです。

◎塚地委員 ちょうど「らんまん」効果のときと一体の時期にはなるんですけど、台湾だとそこはあんまり影響がない感じなんですか。佐川を中心としたところに全体として行かれている状況なんでしょうか。

◎山本国際観光課長 実際、台湾のツアーにつきましては、佐川町に行かれているツアーは少なくなっております。高知市周辺の高知城とか桂浜、牧野植物園を回るものですか、幡多のほうに行かれて、そこから四国を周遊するようなツアーですとか、あと構原のほうに抜けていくツアーなんか多くの方が行かれており、牧野植物園には多くの方が行

かれています。

◎塚地委員 観光コンベンション協会の業務概要のときにも少し、どうやって全域に広げるかという工夫というものをぜひ力入れてやっていただきたいという願いもしてあるんですけど、経験していないことは感想として述べられないと思う。見ていないと何か感想として述べられないかなとも思うので、一定感想も伺った上で、もっとこんなのがあったらいいなということに力も注いでいただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

それで、全体として観光コンベンション協会に今回予算を渡すわけなんですけど、例えば入札残があった場合、予算の取扱いはどうなっていくものなんですか。

◎山脇観光振興部長 補助金の形では交付決定しますけども、実際の執行残とか、契約の残とか、可能な範囲で節約をした上で、減額補正の形で返していただくことになると思います。

◎塚地委員 有効な税金の使い方がやっぱり大事だと思いますので、そこはしっかり精査もしていただいて活用していただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

◎西森（雅）委員 大変見やすい資料を作っていただきましてありがとうございます。これくらい大きいものだと本当にありがたいなと思ったところでありました。

お伺いしますけども、この観光コンベンション協会への補助金は11月以降の分ということによろしいんですか。

◎山本国際観光課長 こちらの助成金につきましては10月末までのものになりまして。広報の部分につきましては、延長することも踏まえてはあります。

◎山脇観光振興部長 補足させていただきます。11月以降の冬ダイヤにつきましては、現在、延長の方向で交渉を進めておるところでありますけども、実際11月以降、債務が発生するので、便数も含めて詰めまして、冬ダイヤの延長ということになれば、9月議会の補正で要求させていただきたいと考えています。

◎西森（雅）委員 10月までの分という考え方だということが分かりました。

それと、基本的に飛行機は向こうで乗っていただいて、こっちで降りて、こっちで観光していた方がそれで向こうへ帰るといって、3泊4日になるんですね。それが一つのパックという考え方でいいんでしょうか。それとも6泊7日みたいな、ちょっとイレギュラーなこともあったりするのかというのが一つと、その旅行のパックはもう完璧にパッケージ化されたものであるのか、それとも飛行機で高知に着いて、後はもう自由ですよみたいなものもあるのか。

◎山脇観光振興部長 水曜日と土曜日に高知空港に着きますので、水曜日に着いた方は土曜日の便で帰るといって3泊4日になります。土曜日に来られた方は4泊5日ということになります。パッケージにつきましては、今は全て団体のツアーでチャーターしているということで、同じようなバスで分かれて同じところを回っていくという、自由行動は

ない形で進んでいます。いずれはそういう個人旅行も増えてくるのではないかと思います。

◎西森（雅）委員 ぜひ11月以降も何とか続く形にさせていただいて、そして新たな空港に国際線の整備もされていく中で、その暁にはぜひ定期便の就航を目指していただきたいと思っておるところですけども。11月以降も頑張っていたきたいという思いも込めて、どんな状況なのか、手応えをちょっと聞かせて。

◎山脇観光振興部長 7月10日前後で、今交渉が大詰めに入っていて、最後の切り札というのもあるんですけど、濱田知事にまた台湾に行っていただいて、覚書のような形で、冬ダイヤの何らかのお約束をしていきたいなという段取りで進めているところです。ただなかなか他の地方都市がかなり誘致に来ておりまして、高知でスタートしたんですけど、取られないようにということで、いろんな世話をしたり、今、旅行会社とがっちり組んでいることで、冬ダイヤに向けて進めていきたいと思っております。

◎西森（雅）委員 これに関しては、県議会の産業振興土木委員会としましても、しっかりと後押しできるような、そういう取組もしていくことができればと思っておりますので、執行部と議会が一緒になりながら取組をしていければと思いますので、またよろしく願いいたします。

◎上治委員長 県外視察の件で委員会もしっかりと検討します。

◎塚地委員 今のお話の中で、実施内容の中に、チャーター便を活用した旅行に対する旅行会社への助成というのがあって、ここに金額が出ているんですけど、他都市との競争になった場合でその部分はやっぱり相手側に相当権限があるので、どう競争に打ち勝っていくかというときに、金額での争いになると、それはもう向こう側の言われるがままみたいになるというのも、それはちょっといかなものかというのもあるので、やっぱりそこは魅力で打ち勝つ努力というのを最大限にやっていただかんといかんと思うんですけど、そこはどうでしょうか。

◎山脇観光振興部長 この点も言われるとおりでありまして、ただ、助成金に関しては、ほかの県にも、内々に聞きまして、表に出ていない数字ですけど、ほぼ同じ額ではいきたいと思っております。ただ、ホテルが取りづらいとか、空港での工事がかかるとか、旅行商品を作りたいとか、いろんなニーズもありますから、そういうことにしっかり応えて、高知への商品を出しやすい、旅行者が商品を買やすいような環境をつくっていく、高知はそういう環境なんだという形で持っていけるようにしたいと思っております。

◎塚地委員 ぜひその方向で頑張っていたきたいと思えます。

◎上治委員長 質疑を終わります。

以上で、観光政策課を終わります。

〈国際観光課〉

◎上治委員長 次に、国際観光課の説明を求めます。

◎山本国際観光課長 それでは、国際観光課の令和5年度6月補正予算案について御説明させていただきます。

資料②議案説明書（補正予算）の39ページをお願いします。国際観光課の歳入です。資料右端の科目欄3段目にあります、13観光振興部収入の補正額556万円は、今回補正をお願いしております客船受入等業務委託料の事業を連携して実施しております高知市の負担分です。

続きまして、当課の歳出について御説明させていただきます。次の40ページをお願いします。表の右端の説明欄の2つ目、客船受入等業務委託料は、外国客船の寄港時の受入体制の充実を図るもので、2,768万8,000円を計上しております。

議案説明資料の赤のインデックス、国際観光課とついた1ページ、A3の資料をお開きください。資料上段の背景のところですが、今年3月に国際クルーズの受入再開以降、外国客船が多数寄港しております。右の中ほどに高知新港への客船寄港隻数をグラフにしてありますが、今年度は過去最高の61隻の寄港が予定されております。

左側ブルーのところを御覧ください。この客船受入等業務委託料は、外国客船が寄港した際に、高知市中心市街地での観光案内など、受入体制の充実を図り、外国人観光客の皆さんの満足度を高めるものです。今年度の当初予算では、秋口までに寄港の可能性が高い20回分について計上しておりましたが、寄港が大幅に増加する予定となりました。そうしたことから、日本の客船や受入対応の不要なものを除いた56回の寄港が想定されておりますので、増加分について補正をお願いするものです。

業務の内容ですけれども、左下に白い四角でお示ししております。1つ目の市街地受入業務は、高知新港からのシャトルバスなどの利用者を対象にした臨時観光案内所をはりまや橋観光バスターミナルに設置して、通訳スタッフによる観光案内やパンフレットの配布、無料Wi-Fiの提供等を行うものです。その下の②駐車場渋滞対策業務は、多くのツアーバスが運行されるクルーズなどを対象に、高知城周辺の渋滞対策を実施するもので、高知公園駐車場などでの受入れに当たっての安全対策として、誘導警備員や通訳スタッフの配置等を行うものです。

私からの説明は以上です。

◎上治委員長 質疑を行います。

◎加藤委員 寄港が過去最高に増えてきて非常に順調だということですのでうれしく思いますが、寄港が一気に増えてきている要因はどういったところでしょうか。

◎山本国際観光課長 コロナ禍がちょっと落ち着いてきまして、旅行に行きたいという方が多数いらっしゃることで、客船のツアーも多く組まれるようになってきたのかなと思っております。

◎山脇観光振興部長 それともう一点。コロナ禍の後半に日本の客船を積極的に受け入れてきたりした実績もあって、受入れに関してしっかりとやっているという評価もいただいたのではないかと考えています。

◎加藤委員 以前初めてクイーンエリザベス号が来たときなんか、印象的に覚えていますけど、本当にいい循環が生まれてきているんじゃないかなと感じながら説明を聞かせていただきました。

教えていただきたいところは、高知市から受入れの費用を頂いているわけですが、この高知市と県の役割分担と費用負担の考え方は、今回のこの取組についてはどういうことで組まれているのでしょうか。

◎山本国際観光課長 市街地受入業務と駐車場渋滞対策業務とあるんですけれども、高知市は観光ナビ・ツーリストセンターという観光案内所を開いてくれておりまして、全体に係る部分から、それぞれが対応しています桂浜ですとか、高知新港に係る部分を除きまして、高知市に係る部分を案分して、観光ナビ・ツーリストセンターを見てくれる分は除いて、負担金を頂いているところです。

◎加藤委員 当然、県が受入体制の強化をしていくということで考えると、高知市以外の地域への波及効果も大事な視点になってくるんじゃないかと思えますけど、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

◎山本国際観光課長 寄港の時間が短いものにつきましては、高知市中心部が多いものもありますけれども、寄港の時間が長くなりますと、遠くにも行けるということで、国際観光課としましても、県内のいろんなところまで周遊していただくため、ツアーを造成する段階にも御意見とか提案ができればということで、港湾振興課と連携しながら話を進めているところですし、また観光案内所でも様々な県内の各地域を御案内できるようにやっているところです。

◎山脇観光振興部長 補足させていただきます。客船に乗って高知新港に来られた方のごく一部は船に残られて、残った方がツアーバスでいろんな方面に出られる。そのバスは、室戸ジオパークであったり、場合によっては県外にも行くぐらいの余裕があります。西のほうも随分足を伸ばしていかれていきますので、県内全域にということで進めていく際には、そういう商品を船の中で売っていただくという形で、船会社のお抱えの旅行会社に対してこちらがセールスをするという方向でやってきています。ツアーに行かない方で、ちょっと町に行きたいという方のためにシャトルバスを出して、中心商店街で消費していただくという戦略で進めてきているところです。

◎加藤委員 この資料を見よったら、今回の受入体制の環境整備に限ってだとは思いますが、高知市への対策という色合いが非常に濃いなという感じがしましたので、もちろん玄関口となる高知市でスムーズな受入れを図っていかなくてはならないというのは、入

り口の対策として一番重要だと思えますけれども、今後、高知市との役割分担とか、あるいは高知市以外への波及効果とかもしっかり意識して、円滑な受入れに取り組んでいただければありがたいなと思えますので、よろしく願いいたします。

◎西森（雅）委員 当初20回の予算を組まれていて、36回分増えますよとなったわけですが、どれくらい前から高知新港に着くのがはっきりしてくるのかということをお聞かせいただけると。

◎山脇観光振興部長 まず、着く前にバースを予約するという行為がありますので、それは1年ぐらい前から押さえたりするケースがあります。ただ、仮押さえをしたり、押さえているけども、まだ船会社の募集とか、商品が売られていない状況のものがありますので、そういうのを除いて実際の募集を始めたものだけを確定という形でカウントしています。早いところで四、五か月ぐらい前から確定していくという感じになろうかと思えます。

◎西森（雅）委員 そうすると、36回分の補正が組まれているんですけど、さらに増えてくることも当然考えられるということでしょうか。

◎山脇観光振興部長 シーズンである2月とか3月に関してはまだ動く可能性はあります。また逆にキャンセルにというか、売り出したけども少なくて止める場合もありますので、増減はあると思えます。

◎西森（雅）委員 あと英語、中国語の通訳スタッフということが書かれていますが、外国客船の場合、どこの国からが多いのかとかを教えていただければと思います。

◎山本国際観光課長 アンケートを取っておりまして、その結果、令和4年度の結果で見ますと、アメリカ、イギリス、オーストラリアの方が多くなっております。

◎西森（雅）委員 先ほどの部長のお話では、言ってみればオプションツアー。高知に船が着き、そこでいろいろなツアーが船の中で売られて、私参加したいですという形でツアーに参加される方が出てこられるということなんですけども、今までのツアーの中で、どういったツアーが人気があるのかとか、どういうものにニーズがあるのかとかというデータが蓄積されているんだろうと思うわけなんですけども、今後そういったデータを生かしながら、ツアーを組んでいくところに対してのアプローチに関してどのように考えているのか。

◎山脇観光振興部長 最近では減ってきましたけど、中国・上海辺りからの客船であれば、コースの中には必ず免税店を入れないといけないですし、台湾とかは食事どころにかなり力を入れたりとか、コースによって一定の分析はできると思えますし、かなりデータは蓄積されているものと思えます。これをより効果的に旅行商品にしていくと考えたときに、客船のほうが旅行会社をコントロールできる立ち位置の場合もあれば逆の場合もあって、ポートセールスは客船の誘致ですけど、その中のツアーの造成に関しては観光がということで、一緒に行って、それをセットで説明していくという方向で進めているところです。

◎西森（雅）委員 いろんなデータがこれからさらに積み重なっていくと思いますので、それを活用しながら、さらなる魅力のあるツアーを組んでいってもらって、それが高知県全域になるのかどうか分からないですけども、高知県の経済波及効果につながっていくことができればと思いますので、またよろしく願いいたします。

◎上治委員長 質疑を終わります。

以上で、国際観光課を終わります。

#### 〈地域観光課〉

◎上治委員長 次に、地域観光課の説明を求めます。

◎中村地域観光課長 地域観光課の令和5年6月補正予算案について御説明させていただきます。

資料②議案説明書（補正予算）の41ページをお願いいたします。こちらは地域観光課の歳入です。資料左端の科目欄3段目にあります7観光振興費補助金の補正額3億1,311万円は、右の説明欄にありますように、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とするものです。

続きまして当課の歳出について御説明させていただきます。42ページをお願いいたします。

表の右端の説明欄1地域観光推進事業費の2つ目、広域周遊観光促進事業費補助金は、広域観光組織が行う周遊促進の取組を支援するもので、1億3,500万円を計上しております。

その下、宿泊施設デジタル化等支援事業費補助金は、宿泊施設等のデジタル技術を活用した、滞在時間延長につながる取組を支援するもので、6,488万円を計上しております。

次の省エネルギー設備投資支援事業費補助金は、宿泊施設等が行う省エネ対策設備への更新を支援するもので、1億円を計上しており、本補助金の申請受付などの業務を委託するため、一番上に1つ目にございます申請受付業務等委託料として1,323万円を計上しております。

それぞれの事業の詳細につきましては、議案参考資料で御説明させていただきます。それでは赤の地域観光課のインデックスがついた資料の1ページを御覧ください。滞在型観光の一層の推進の資料です。本県観光の底上げのためには、観光客の方々に、地元の方々との交流や、その地域ならではの体験を楽しんでいただくことで、長期滞在やリピートしていただく滞在型の観光をより一層推進していくことが重要であると考えております。そのため、2つの補助事業を創設し、地域の周遊促進や、周遊の拠点となる宿泊施設の滞在時間延長につながる取組を支援してまいりたいと考えております。

まず1つ目は、左の枠囲み、広域周遊観光促進事業費補助金です。この補助金は、広域観光組織を対象に、各広域エリアでの宿泊を前提としたエリア内のお土産物店や飲食店、体験施設などで使用可能なクーポン割引事業などの取組に対して、補助率3分の2以内、

補助上限額4,000万円で支援するものです。左下のポイントの部分ですが、宿泊曜日によってクーポンの金額に差をつけることで、宿泊需要の平準化を図ることとしております。また、地域の特性に応じて効果的に事業が実施できるよう、各広域観光組織で制度設計をしていただくこととしております。

2つ目は、右の枠囲み、宿泊施設デジタル化等支援事業費補助金です。この補助金は、周遊の拠点となる宿泊施設の滞在時間延長につながるデジタル技術等を活用した整備や取組に要する経費を支援するもので、2つのメニューを考えております。まず1つ目の無線LAN整備事業ですが、施設滞在時の満足度向上に向け、無線LANの環境整備増強に対しまして、補助率3分の2以内、補助上限額100万円で支援してまいります。内訳としましては、予算額として5,500万円となっております。下段の魅力向上支援事業は、宿泊施設やその周辺の観光関連事業者が連携した魅力向上の取組に対して、補助率3分の2以内、補助上限額50万円で支援するものです。内訳としまして、予算額は988万円となっております。デジタル技術の活用を要件としており、例えば宿泊施設と周辺の飲食店が連携したQRコード入りの周辺マップの作成などを想定しております。

続きまして資料の2ページ目をお願いいたします。省エネルギー設備投資支援事業の資料です。左青枠の省エネルギー設備投資支援事業費補助金ですが、原油価格、物価高騰等の影響を受けた宿泊施設、観光施設、体験事業者を対象として、省エネに寄与する設備への更新に要する経費を支援するものです。対象機器は照明設備や冷凍冷蔵設備、給湯器として、補助率3分の2以内、補助上限額100万円までを考えております。

右枠の申請受付業務等委託料は、補助事業の効率的な事務処理を行うため、申請受付、問合せ対応などの事務を委託するものです。

私からの説明は以上です。

◎上治委員長 質疑を行います。

◎加藤委員 この広域周遊観光促進事業費補助金ですけど、どのぐらいの観光組織があって、どれぐらいの組織が実施を想定されていますか。

◎中村地域観光課長 今、広域観光組織は県内に6つありまして、この補助メニューを活用する団体としては4団体で手が挙がっているところです。

◎加藤委員 今の宿泊のキャンペーンのようなイメージで捉えてたらいいでしょうか。

◎中村地域観光課長 今の全国旅行支援の場合、宿泊費の割引もありますけれども、そちらのほうはなくて、宿泊すると、そのエリア内で使えるクーポン券がもらえるようなイメージです。

◎加藤委員 それからデジタル化の支援ですけど、どれぐらいの事業者が無線LANの整備が不十分だということを把握されていますか。それと、どれぐらい実施を想定しているのかも併せてお聞きできればありがたいです。

◎中村地域観光課長 宿泊事業者ですけれども、旅館業を取られているところが約800あります。その中で50宿泊施設ほどにアンケートをさせていただきまして、ほぼほぼWi-Fiの整備は完了しておるということではありましたが、通信速度が遅いとか、エリアのカバー率が低いということで、増強したいというところが約4割ありました。今回、新設だけじゃなくて増強という形も考えておりますので、大体、上限額の半分、50万円ぐらいで済むのではないかと考えまして、50万円の110施設に補助する形を考えております。

◎加藤委員 宿泊の満足度を上げるために非常に大事な取組だと思います。

民泊なんかは対象になってきますか。

◎中村地域観光課長 宿泊、旅館業を取られておるところであれば対象になってまいります。

◎上治委員長 質疑を終わります。

以上で、地域観光課を終わります。

これで、観光振興部を終わります。

#### 《土木部》

◎上治委員長 次に、土木部について行います。

部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎荻野土木部長 それでは、6月議会に提案しております土木部の議案について御説明申し上げます。

お手元にお配りしております参考資料の青いインデックス、土木部の1ページをお願いいたします。令和5年度6月補正予算における一般会計の総括表です。表の左から3列目の補正見込額の最下段にありますように、総額5,442万5,000円の補正をお願いしております。補正予算の内容は、本年3月に外国船の国内運航が再開されたことに伴いまして、高知新港への客船寄港回数が当初を上回る見込みとなったことから、客船受入れに関する委託料の増額を行うものです。

次に資料①議案（補正予算）の4ページをお願いいたします。令和5年度の繰越明許費の説明資料です。第2表繰越明許費の12款土木費の金額欄にありますとおり、82億7,808万2,000円の繰越明許費をお願いするものです。これらは、道路や河川、ダム等の計35件の事業におきまして、計画調整などに日数を要し、工期を考慮しますと、完成が令和6年度になることが見込まれるものです。

次に5ページの第3表債務負担行為補正をお願いいたします。追加の表の野根海岸公共土木施設災害復旧事業費につきまして、7億296万1,000円を限度額とする令和6年度までの債務負担行為をお願いするものです。

次に資料③議案（条例その他）の表紙の裏の議案目録のページをお願いいたします。土

木部がお諮りする4件の議案のうち、条例議案といたしましては、第9号議案「高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案」、第10号議案「高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例議案」の2件となります。契約議案といたしましては、第16号議案「宿毛合同庁舎建築主体工事請負契約の締結に関する議案」、第17号議案「都市計画道路高知駅秦南町線防災・安全交付金（久万川橋耐震・補強）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」の2件となっております。以上の予算議案、条例議案、契約議案についての詳細につきましては後ほど担当課長から御説明いたします。

次に土木部の参考資料に戻っていただきまして、赤いインデックスの審議会等のページをお願いいたします。こちらは令和5年度の各種審議会等の審議経過等一覧表となっております。

次に土木部の報告事項の資料をお願いいたします。土木部からは、土木政策課、河川課、住宅課、港湾振興課からそれぞれ1件、合計4件の報告があります。報告事項の詳細は後ほど担当課長から御説明いたします。

最後に付託案件ではありませんが、議案説明書とは別に配付しております事故繰越という青いインデックスがついた資料をお願いいたします。こちらは令和4年度高知県一般会計事故繰越し繰越使用報告です。

この資料の3ページをお願いいたします。12款土木費の事故繰越額の合計は、中ほどの翌年度繰越額の列にありますように、10億2,325万6,330円となっております。繰越しの理由といたしましては、2項河川費、それから4ページの4項道路橋梁費の防災・安全交付金事業費、それから8項の海岸費の計16件の事業につきましては、右端の説明欄にございますように、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、工事中資材の調達に日時を要したことなどから、年度内の完成が見込めなくなり、やむを得ず事故繰越を行うこととなったものです。

同じく4ページの3項砂防費につきましては、緊急改築工事におきまして、技術者の不足などによる入札不調が発生いたしまして、不測の日時を要したことから、年度内の完成が見込めなくなり、やむを得ず事故繰越を行うことになったものです。

4項道路橋梁費の中の道路メンテナンス事業費につきましては、橋梁修繕工事におきまして、橋梁の不可視部に腐食損傷が発見されたため、その対応に日時を要したことから、年度内の完成が見込めなくなり、やむを得ず事故繰越を行うこととなったものです。

最後に5ページの15款災害復旧費の中の3項土木施設災害復旧費ですが、こちらは計7件の災害復旧工事におきまして、仮設道路の設置に関する地元との調整等に日時を要したことから年度内の完成が見込めなくなったものです。繰越額は、中ほどの翌年度繰越額の列にありますように、1億9,690万5,000円となっております。

なお、これらの事業は全て年度内に完成する予定となっております。

以上で6月議会における土木部の議案などの総括説明とさせていただきます。

◎上治委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈土木政策課〉

◎上治委員長 最初に、土木政策課の説明を求めます。

◎梅森参事兼土木政策課長 条例その他議案2件について御説明いたします。

資料③議案（条例その他）の29ページをお開きください。第16号議案「宿毛合同庁舎建築主体工事請負契約の締結に関する議案」です。1工事名にありますように、宿毛合同庁舎建築主体工事は、一般競争入札を4月26日に実施し、契約金額8億1,268万円で、新進・勝賀瀬特定建設工事共同企業体が落札いたしました。完成期限を令和6年9月28日とする契約を締結しようとするものです。

詳細につきまして土木部の参考資料で御説明いたします。土木政策課の赤いインデックスがついた資料の1ページをお開きください。上段の位置図に記載しておりますとおり、宿毛合同庁舎は、宿毛市希望ヶ丘2番地に建築いたします。左側の地図を御覧ください。中央やや右寄りに宿毛駅がありますが、庁舎はその北西の方向に位置しています。右側の拡大した位置図を御覧ください。下のほうに東西に走っている県道宿毛城辺線から高台に上がりまして、庁舎は一番奥の右、南側に位置しています。北側の宿毛市役所と西側の宿毛市きぼうがおか保育園は既に完成しています。今後、市役所の横に宿毛警察署、保育園の南側に宿毛海上保安署が建設される予定と聞いています。中央の図は、庁舎の外観と内装、会議室のイメージ図です。

資料下段の2工事概要の工事内容の欄にありますように、庁舎は鉄筋コンクリート造の3階建てとなっております。延べ床面積は2,724.48平方メートルで、1階は車庫、2階に幡多土木事務所宿毛事務所、3階には宿毛漁業指導所が入ることとなっております。

次の2ページをお開きください。第17号議案「都市計画道路高知駅秦南町線防災・安全交付金（久万川橋耐震・補強）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」です。議案は資料③議案（条例その他）の30ページに掲載しておりますが、この資料で御説明をいたします。上の位置図を御覧ください。都市計画道路高知駅秦南町線は、中央下の高知駅から上の県道高知北環状線を結ぶ幹線道路です。中央の赤い線で示しています、久万川に架かる延長82メートルの橋梁について、右下の写真の左側にもともとある2車線の橋梁の東側、真ん中の橋に新たに橋を架け、4車線とする整備を進めています。一番右側に見えておりますのは仮橋です。今回の工事は、左側にもともと架かっていた橋の上部工を耐震補強するもので、令和3年7月8日に、大旺新洋・三谷組特定建設工事共同企業体と契約を締結し、令和5年7月18日を完成期限として工事を進めてきたものです。

資料下段の2工事概要の変更内容の欄を御覧ください。今回の変更につきまして、1点目は、既設歩道の地覆と呼ばれますガードレール下のコンクリートの撤去におきまして、

機械による破砕で発生する工事箇所周辺への騒音の軽減と橋梁への衝撃軽減が必要となりましたため、機械による破砕から機械による切断に工法を見直しました。2点目は、工事施工時の道路利用者などの安全を確保するため、安全施設の配置計画を見直しました。これは、歩行者自転車の安全な通行と、工事施工時の作業員の安全を確保するために、衝撃緩衝に優れ、重機による設置や撤去が不要で、現道交通への規制が少ない水充填型のウォータータンクバリケードという紅白の安全施設を増設したものです。3点目としまして、新橋の橋面工（舗装、縁石等）につきましては、当初、新橋工事で施工することとじていましたが、前後の道路改良工事が地下埋設物の移設等により工期延長となったことから、当初の計画どおりの工事施工が困難となりました。そのため、再度隣接工事との工程調整を行い、今回の工事において施工することに見直しをしたものでございます。

以上の変更などにより契約金額を9億4,019万2,000円から、1億318万円増額し、10億4,337万2,000円に変更することと併せまして、完成期限を令和5年7月18日から44日間延長し、令和5年8月31日に変更しようとするものです。

土木政策課からの説明は以上です。

◎上治委員長 質疑を行います。

◎横山副委員長 秦南町の変更内容で、機械による破砕から機械による切断に見直したということですが、もともとこんな町なかで、工事において破砕という設計にしていたというのは、安いからということなんでしょうか。

◎梅森参事兼土木政策課長 価格面のこともありますし、当初はこれほどコンクリートが硬いという想定をしておらなかったということもありまして、最初は控え目な形でやらせていただきながら工事をやる中で、下のコンクリートが硬かったということと、騒音の問題、それと橋への影響を考慮しまして変更させていただいたものです。

◎横山副委員長 硬いということが出たということだったらそうかも分かんですけど、どっちにせよ、市街地で工事するときは、価格だけじゃなくて周りへの配慮というのもしっかり設計に最初から入れてやるようにしたほうが公共事業の推進ということになると思いますので、その辺もまたいろいろ今後は配慮していただきたいなと思っています。

◎上治委員長 質疑を終わります。

以上で、土木政策課を終わります。

#### 〈河川課〉

◎上治委員長 次に、河川課の説明を求めます。

◎山本河川課長 河川課からは繰越明許費について御説明いたします。

資料②議案説明書（補正予算）の64ページを御覧ください。1目河川管理費の和食ダム建設事業費につきましては、ダム管理棟の基礎部を掘削中に地盤の緩みが確認されたことから、対策工の検討及び実施に日時を要したことにより、15億4,587万円の繰越明許費をお

願います。

次の永瀬ダム管理費につきましては、貯水池内に堆積した土砂のしゅんせつ工事におきまして、しゅんせつ土砂を公共工事間で流用するに当たり、土砂の受入先との調整に日時を要したことにより、6億円の繰越明許費をお願いするものです。

次の鏡ダム管理費につきましては、土砂仮置場への進入道路の整備におきまして、脆弱な山手斜面の対策工法の検討に日時を要したことにより、1億4,900万円の繰越明許費をお願いするものです。

2目河川整備費の河川改修費につきましては、高知市の薊野川など8か所におきまして、工事の施工に伴い発生する騒音振動に関して地元との調整に日時を要したことなどにより、8億6,155万9,000円の繰越明許費をお願いするものです。

3目河川改良費の防災・安全交付金事業費につきましては、高知市の新川川など2か所におきまして、工事の支障となる家屋等の移転撤去に不測の日数を要したことなどにより、1億5,750万円の繰越明許費をお願いするものです。

次の大規模特定河川事業費につきましては、高知市の志奈弥川など3か所におきまして、工所用資材等の運搬経路について地元との調整に日時を要したことなどにより、3億870万円の繰越明許費をお願いするものです。

これらの工事は、いわゆる翌債の手続を行いたいと考えているもので、今議会で繰越しの議決をお願いするものです。

以上で、河川課の説明を終わります。

◎上治委員長 質疑を行います。

(なし)

◎上治委員長 質疑を終わります。

以上で、河川課を終わります。

#### 〈防災砂防課〉

◎上治委員長 次に、防災砂防課の説明を求めます。

◎森本防災砂防課長 防災砂防課からは債務負担行為について御説明いたします。

資料②議案説明書(補正予算)の65ページを御覧ください。債務負担行為ですが、野根海岸公共土木施設災害復旧事業費の債務負担行為をお願いするものです。この工事は、安芸郡東洋町野根地区における海岸離岸堤の災害復旧として、消波ブロック製作及び据付け工事を施工するものであり、被災が大規模であることから、復旧には長期の工期が必要となります。このため、7億296万1,000円を限度額として、令和5年度から令和6年度までの債務負担行為をお願いするものです。

以上で防災砂防課の説明を終わります。

◎上治委員長 質疑を行います。

(なし)

◎上治委員長 質疑を終わります。

以上で、防災砂防課を終わります。

#### 〈道路課〉

◎上治委員長 次に、道路課の説明を求めます。

◎黒岩道路課長 道路課からは補正予算議案1件をお諮りしております。

資料②議案説明書(補正予算)の66ページをお開きください。繰越明許費です。

まず1目道路橋梁管理費の道路改良費につきましては、県道宿毛宗呂下川口線ほか2件の工事におきまして、工事の施工に伴う通行規制などについて、地元関係者との調整に時間を要したため、8,333万3,000円の繰越明許費をお願いするものです。

次に2目道路橋梁改良費の社会資本整備総合交付金事業費につきましては、国道494号ほか2件の工事におきまして、工事の施工に必要な仮設道路の設置に関する地元との調整等に時間を要したため、16億1,361万3,000円の繰越明許費をお願いするものです。

次の防災・安全交付金事業費につきましては、国道321号ほか7件の工事におきまして、工事の施工に伴う通行規制などについて、地元関係者との調整などに時間を要したため、22億314万1,000円の繰越明許費をお願いするものです。

最後の道路交通安全施設等整備事業費につきましては、県道足摺岬公園線ほか1件の工事におきまして、工事の施工に伴う通行規制などについて、地元関係者との調整などに時間を要したため、2億1,490万4,000円を繰越明許費としてお願いするものです。

これらの工事はいわゆる翌債の手続を行いたいと考えており、今議会で議決をお願いするものです。

以上で道路課の説明を終わります。

◎上治委員長 質疑を行います。

(なし)

◎上治委員長 質疑を終わります。

以上で、道路課を終わります。

#### 〈都市計画課〉

◎上治委員長 次に、都市計画課の説明を求めます。

◎本田都市計画課長 都市計画課からは補正予算について御説明をさせていただきます。

資料②議案説明書(補正予算)の67ページ、繰越明許費明細書をお開きください。繰越明許費の追加でございます。3目都市施設整備費の都市計画街路事業費です。旭駅城山町線において敷設されております電気、ガス、水道等の施設管理者と行う工事施工の順序といった計画調整に不測の日数を要しましたことから、工事の年度内完成が見込めなくなりましたものです。このため、1億471万2,000円の繰越明許費をお願いするものです。今回、

繰越明許をお願いする工事はいわゆる翌債の手続を行いたいと考えており、今議会で議決をお願いするものです。

都市計画課からの説明は以上です。

◎上治委員長 質疑を行います。

(なし)

◎上治委員長 質疑を終わります。

以上で、都市計画課を終わります。

#### 〈公園下水道課〉

◎上治委員長 それでは、公園下水道課の説明を求めます。

◎坂本公園下水道課長 今議会に提出しています条例その他議案について御説明いたします。

資料③議案（条例その他）の20ページをお開きください。第9号議案「高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案」についてお諮りしています。

改正内容につきましては、参考資料により御説明いたします。公園下水道課のインデックスの1ページをお開きください。

条例改正の趣旨といたしまして2つあります。1つ目は、3月に国から通知がありました「都市公園における指定管理者が行うことができる管理の範囲の柔軟化について（占用許可）」を考慮し、指定管理者が行うことができる業務を拡充するものです。2つ目は、五台山公園におきまして、民間事業者が展望台を整備し、運営することになりましたことから、県有公園施設のうち、五台山公園展望台の使用料に係る規定を削除するものです。

資料の左下①指定管理者の業務の拡充を御覧ください。現在、県が業務を行っておりますイベントで設置するテントなどの仮設工作物の定型的な占用許可及び一時的な屋台の出店や、業として行う結婚写真の撮影などの行為の許可については、指定管理者が行うことができる業務として拡充します。今回の改正によりまして、許可を受けようとする利用者は、公園を管理運営する指定管理者と直接内容の確認や調整など行えるようになり、申請に係る手続がより円滑に進められ、公園利用のサービス向上につながると考えております。なお、本業務につきましては、指定管理者を更新する際に順次追加していきたいと考えております。

次に右側の五台山公園展望台の使用料規定の削除を御覧ください。県有施設の展望台については、2月に解体を完了しております。新たな展望台については、Park-PFIを活用し、公募により選定しました五台山みんなのよりどころプロジェクト（仮）が整備運営することになりましたことから、使用料の規定を削除するものです。

最後に、五台山公園におけるPark-PFIにつきましては、実施協定の締結に向け、現在、事業予定者と用語の詳細の確認を進めております。当初、協定締結は6月末を想定

をしておりましたが、7月末頃になる見込みです。なお令和7年度のオープン予定については変更ありません。

公園下水道課からの説明は以上です。

◎上治委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 先ほどの御説明の指定管理者の業務の拡充の点なんですけれども、拡充する業務ではこれまでの実績としてあるものは、県が直接許可して、この利用料金の規定というのは条例の中に書かれてあるものということなんですか。

◎坂本公園下水道課長 利用料金については条例の中に書いてあります。

◎塚地委員 今回拡充する業務としては、利用料金の規定はあくまでも県の条例を変えないと料金規定は変えられないということによろしいんですか。

◎坂本公園下水道課長 利用料金についてはP a r k - P F Iのこの2番目のところでして、五台山の利用料金については今回、県が運営しなくなるのでそれは削除するとしたものです。

◎塚地委員 ちょっと私の聞き方が悪かったと思いますけど。いわゆる実績、例えば仮設工作物の実績は21件あって、8万2,500円。これは、条例に規定している金額を納められたというか受けたということで、その金額自体を指定管理者が変えることはできませんよねという確認です。

◎坂本公園下水道課長 そうです。この金額自体は県の条例に載っていますので、それを変えることはできません。

◎塚地委員 一定の利便性が確保されるということも当然あると思いますので、その点は考えられることだと思うんですけど、下に移りまして、その行為の許可というのも今、一定こういう行為にはこういう利用料金という規定も同じように決まっているということによろしいんですよね。

◎坂本公園下水道課長 同様にこれも条例で決まっております。

◎塚地委員 ということは要するに手続上、内容はこれまでどおりの判断内容という手続上が変化するという捉え方でよろしいということ。

◎坂本公園下水道課長 そのとおりです。

◎西森（雅）委員 私も拡充する業務についてお聞きをいたしますけども、令和4年度の実績等が載っておりますけども、この実績以外に、例えば使用料の減免があったのか。もし発生する場合において、その判断は指定管理者になるのか、もしくは県の判断になるのか、そのあたり教えていただければと思います。

◎坂本公園下水道課長 その判断も今回の指定管理者の中に入っています。

◎西森（雅）委員 例えば令和4年で減免したという実績はどうだったのでしょうか。

◎上治委員長 令和4年度でありますか。

◎坂本公園下水道課長 ちょっと今、実績の件数は手元にありません。申し訳ないです。

◎西森（雅）委員 あるはあったということなんですか。

◎坂本公園下水道課長 あります。

◎西森（雅）委員 いずれにしても減免等の判断も指定管理者の判断で行うということが分かりました。

◎加藤委員 今回の業務の拡充によって、御説明いただきました令和4年の実績のこの金額ですよ。これは今まで県の収入になっていたという認識でいいんですか。

◎坂本公園下水道課長 この利用料金については県の収入になっています。

◎加藤委員 これを指定管理者に併せて業務をやっていただくということになってくるわけですけど、ここの契約はどうなるんでしょうか。収入が管理者の収益になるのか、県に収入として返してもらうような形になるのか、そこの仕組みはどうなっていくのか教えていただけますか。

◎坂本公園下水道課長 利用料金の収入につきましては、その収入を今度、指定管理をやってもらっている公園の維持管理費用に充当するようになっていきます。

◎加藤委員 もうちょっと分かりやすく言っていただけますか。

◎坂本公園下水道課長 一旦は集めてもらって、それが指定管理するに当たってはいろいろ運営するのに費用が発生しますので、その分に費用が当たるということになります。

◎上治委員長 そのお金が入ってきたら、指定管理料が減るということになるわけ。

◎坂本公園下水道課長 そうですね。

◎上治委員長 今まで県へ入りよったお金が指定管理者に行くんで、それがどうなのかというところを問うているんで。

◎坂本公園下水道課長 結局それぐらい入ることによって指定管理料が少なくなるというか、収入が増えますので、指定管理料としては減額されるような仕組みになります。

◎加藤委員 ということは指定管理料は定額ではなくて変動するような契約になるということなんですか。そこの指定管理の契約も含めてちょっと整理していただけますか。

◎坂本公園下水道課長 そのときにはすぐに減るということはないんですけども、次の年とかにその分が考慮されてまた予算を組みますので反映されるような形になるのかと思います。

◎加藤委員 今まで県の収入だったということで、県の負担軽減に結果としてなっていくという認識だと思うんですけど、一方で大事なことは事業者側の営業努力というか、例えば撮影をもっと誘致してきたりとか、イベントを増やして屋台の出店を増やしたりとか、そういう努力が一定報われる、成果として上がってくるという工夫も大事だと思うんですけども、結局頑張って頑張って収益上げたら、その分、委託料から減らされるということになってしまうと、インセンティブにはならないなと思うんですけど、そこあたりは工

夫は検討されてますか。

◎坂本公園下水道課長 イベントとか誘致することによって利用者が増えますと、例えば春野総合公園でいえばテニス教室のPRとかして、そこでスクールに来る方が来て、その収入は指定管理者で独自でやっているイベントですので、そこで収入を得るというような形で、人が増えることによってまた別のイベントを計画することによって、指定管理者がもうかるという仕組みにもつながっていくと考えております。

◎加藤委員 何かこう間接的にはインセンティブがあるような御説明やったと思うんですけど、どういう契約がいいかという工夫の余地が難しいところもあるかと思うんですけど、やったらやった分委託費が減っていくということは、やっぱり受け手の事業者からすると、やっても得をしないような仕組みになりかねないので、もし検討の余地があるやったらほかの施設の事例なんかも参考にして工夫していただくことも大事なのかなと思いますけど、いかがでしょうか。

◎坂本公園下水道課長 都市公園ではないんですけれども、公園下水道課が管理する高知市の池公園というのがあって、指定管理者に管理をお願いしているんですけれども、そこはいわゆる行為の許可に該当するような業務も既に指定管理者にはお願いしてやっています。その声を聞きますと、今までだったら土木事務所で何か話をするときは、この公園内で指定管理者と二次元化が1本になるということで、利便性は上がるんだろうなという声も聞きましたし、またお客さんが来ることによって次の収益につながる、次のステップにも行くので、管理者としても意欲の向上につながると聞いていますので、こちらだけ得して事業者が損するというのは当然駄目だと思いますので、手続で手間がかかるようでしたら、その分については当然こちらも費用を見ないといけないと思っていますので、県だけがもうかるような仕組みじゃないような形にはしっかりしていきたいとは考えています。

◎加藤委員 そしたら、今の答弁でまた工夫をしていただけるということでしたんで、ざっくり言うたら結婚式の撮影をしたいですと言われて受けて、費用が入っても、その分、管理費から減らされるということやったら、無駄なとか労力がかかってしまうことにもなりかねませんので、長い目で見れば誘客の促進につながるという捉え方もできるんでしょうけど、目先のことを考えたときに負担しかないような仕組みだと、繰り返しになりますけど、モチベーションにつながらない面も出てくると思いますんで、そこをしっかりと担保していただけたらありがたいなと思います。

◎坂本公園下水道課長 分かりました。

◎塚地委員 1つだけ確認させてもらいたい。

先ほど、利用料金の減免についても、とおっしゃったのは、減免については条例で、こういう団体、例えば子供たちは無料とか決まっているものなので、指定管理者が独自に判

断するということを言ったわけではないですよ。

◎坂本公園下水道課長 指定管理者が独自で判断するという事はないです。

◎西森（雅）委員 関連で。独自で判断できる裁量権みたいなものがあるのかなと思ったんですけど、そうではないというところが分かりました。

それであともう一つ、今までも免除をしてきた例があったということですが、仮設工作物の定型的な占有の許可とかイベント時のテントの設置とか、こういうので免除ができたものは、具体的にはどんなものが免除になったのか。件数的にはあったと言われていたんですけど。

◎坂本公園下水道課長 防災訓練での使用とか、プロのスポーツが使うときに減免になるというのが実績としてあります。

◎上治委員長 質疑を終わります。

以上で、公園下水道課を終わります。

#### 〈港湾振興課〉

◎上治委員長 次に、港湾振興課の説明を求めます。

◎藤井港湾振興課長 当課の6月補正予算につきまして御説明いたします。

資料②議案説明書（補正予算）の68ページをお開きください。まず、歳入予算、諸収入ですが、今回、歳出の補正をお願いしておりますのは、客船受入等業務委託料の増額に伴い、高知市からの負担金を増額するものです。

次に歳出予算ですが、69ページを御覧ください。客船受入等業務委託料につきましては、高知新港へのクルーズ客船寄港時の岸壁における受入対応を民間事業者に委託し実施するものです。当初予算では、日本船は年間12回分、外国船は、当時コロナ禍であったことに鑑み、寄港の可能性の高い上半期20回分の計32回分の受入費用を計上しておりました。しかし、令和5年3月からの外国船の国内運航再開以降、順調に寄港を重ねており、新規の寄港予約も多数入ってきております。このため、改めて年間の寄港見込みを整理しましたところ、日本船3回、外国船58回の計61回の寄港が見込まれることとなったため、5,442万5,000円の増額をお願いするものです。

以上で港湾振興課からの説明を終わります。

◎上治委員長 質疑を行います。

◎横山副委員長 委託先が県内事業者で、随意契約、プロポーザル方式というふうになっていますけれども、どういうところを着眼点にしながら選んでいいのかお聞かせください。

◎藤井港湾振興課長 受入れのおもてなしをできる体制が整っているところ、それと高知らしさをアピールできるところとか、その他もろもろありますけれども、そういうところを重視しております。

◎横山副委員長 歓迎行事とか案内とか、中に物販等の実施もあって、さっき国際観光課

でも議論していきまして、高知の市街地に出たり、東西にツアーバスで行ったりするお客さんもいれば、船の中に残られているお客さんもいるという話があって、1回出てきてもらって、高知のよさとか、物販で物を買ってもらったりという、高知新港でしっかりいろいろPRしていってもらったり、何か物を買ってもらったりしてするのも、高知県の経済に波及していくことにもなるのかなと思っていますんで、その辺の視点も持って、クルーズ船の中にいる人に対してしっかりPRしてもらって、降りてきてもらって、山間部のものとかも買ってもらったら、それで一つ波及するということになると私は思うんです。だからそんなことも考えながら、ぜひしっかり取り組んでいただきたいなと思います。よろしくお願いたします。

◎西森（雅）委員 今の予算として6,200万円余りが組まれていて、新たに5,400万円の追加ということですけど、今現在は委託はどこがされているんでしょうか。

◎藤井港湾振興課長 株式会社ユーエスケーです。

◎久保委員 クルーズ船ではなくて、先般の新聞に出てた、例の韓国と新港の新しい航路について補正予算は組む必要ないんでしょうか。

◎藤井港湾振興課長 この後の報告事項で御説明させていただきます。

◎久保委員 補正は組む必要はないですか。

◎藤井港湾振興課長 議会には間に合いませんでしたので、9月議会で、必要であれば都度都度。

◎畠中委員 株式会社ユーエスケーは結構いろんなところで仕事を抱えられていると思うんですけども、ユーエスケーが随意契約を取られる理由を御説明いただいていいですか。

◎藤井港湾振興課長 当初は何社かの応募があったんですけども、今回ユーエスケー1者しかなかったということがあります。確実に委託を遂行できる、そういったことはやはり長年やっている経験が積み重ねてまいりますので、多分他者が入ってきていないのかなという推測です。

◎畠中委員 当初は何者かあったと。地元、県内事業所ですよ。やはりそれは2回目以降はなくなってくるんですか。

◎藤井港湾振興課長 当初は4者おられます。私が記憶が正しければ、次年度は3者来て、以降が1者の随意契約になったかと記憶しております。

◎横山副委員長 1者ということで、実績とかいろんなことを考慮してやっていることはよく分かりますけれども、61回も入ってくるような状況になって、しっかりいろんなところと連携を図っていく体制というものを、本課がしっかりしていかなければならないんだらうと思っていますんで、1者プロポーザルはよしとしてですけど、周遊をしっかりしてもらって、いろんなところで経済の活性化につながるようなことを、入り口でやるということをしっかり後押ししていただきたい、連携を取ってもらいたいと思いますんで、その辺

のところよろしく申し上げます。

◎藤井港湾振興課長 ユーエスケー1者しか来ていない、特に今年度の委託ですが、まだコロナ禍の時期のプロポーザルでした。それで実際来るやら来ないやらということで、多分ほかの他者は引いたのだと思うんですけども、今後地域経済活性化は、コロナ禍明けましたら、受入体制の充実を図るべくもっと中身を濃くしたい。それと地産外商も含め、明日、MSCベリッシマという船が入ります。17万トン級のクルーズですが、当課の職員が1人乗り込み、観光と一緒にしまして、中でPRをしております。あと地産外商も含めるように、地場産品の誘導であるとか、どこへ行ったら買えますかとか、そういうアピールを、もうちょっと詰めて拡大させていきたいと思います。

◎上治委員長 質疑を終わります。

以上で、港湾振興課を終わります。

#### 〈港湾・海岸課〉

◎上治委員長 次に、港湾・海岸課の説明を求めます。

◎吉永港湾・海岸課長 港湾・海岸課からは、繰越明許費及び条例その他議案につきまして説明させていただきます。

最初に繰越明許費について説明いたします。資料②議案説明書（補正予算）の70ページをお願いいたします。表の3目港湾建設費の重要港湾改修費は、高知新港東側に位置します東第2防波堤及び護岸防波の整備におきまして、ケーソン製作時に使用する船舶の手配につきまして、他工事との調整に日時を要したことから、4億3,575万円の繰越明許費をお願いするものです。この工事につきましてはいわゆる翌債の手続を行いたいと考えており、今議会で議決をお願いするものです。

続きまして条例その他議案について説明いたします。資料③議案（条例その他）の22ページをお願いいたします。第10号「高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例議案」についてです。今回の改正内容は、港湾施設の使用料を廃止しようとするものです。

詳細につきましては、参考資料により説明させていただきます。土木部参考資料の港湾・海岸課のインデックスのつきましたページをお願いいたします。

まず、1改正の趣旨についてですが、この条例の改正は、高知新港に整備しています荷役機械でありますシップローダを民間事業者に売却したことに伴い、港湾施設の使用料を廃止するものです。この廃止に伴いまして、現在、高知県港湾施設管理条例の使用料を定める別表から、当該施設を削除することになります。削除する内容は、資料の後段、4改正の内容のところに記載しています項目となります。

次に、2シップローダとは、資料中央の写真、左の船側からシップローダ、トランスファコンベヤ、ホップコンベヤの3つの設備で構成されており、背後の野積み場から、石灰石などのバラ物を船舶に連続的に積み込む機械です。このシップローダは、平成13年6月に

高知県の主要な地場産品であります良質な石灰石製品の出荷を推進するため、旧太平洋セメント株式会社を含めます企業5社の要望を受け、総事業費4億6,100万円で高知新港に整備したもので、現在の利用の約9割が現高知太平洋鉱業株式会社となっております。

次に、3売却の経緯についてですが、主な利用者であります高知太平洋鉱業株式会社では、3年後の令和7年度には、現在の石灰石製品の出荷量を令和2年度実績の82万トンから150万トンへ、約70万トン増産する目標を立てており、この目標を達成するためには、現在の能力では出荷する時間がかかることから、整備の能力強化を図る必要があると判断し、令和3年度末あたりから高知県へ売却の要望がありました。当施設は整備後20年以上経過し、今後、経年劣化による機器の更新など、大規模な修繕工事が見込まれること。また、本来の能力を超える改造に対して製造メーカーから保証を得られない上、改造に多額の費用が見込まれるなどの理由により、高知太平洋鉱業株式会社に売却したものです。

5施行日につきましては、条例の公布日と考えております。

以上、港湾・海岸課の説明を終わります。

◎上治委員長 質疑を行います。

◎西森（雅）委員 9割以上が高知太平洋鉱業株式会社ということでもありますけども、あと1割弱がほかのところも使っておったということだろうと思うんですけども、ここに売却をすることによって、そこ以外で使っていた事業所に対する何かフォロー的なもの、またその使用がどのようになるのか、そのあたりを教えていただければと思います。

◎吉永港湾・海岸課長 売却に当たりましては、利用する場合の使用料金が非常に問題となりますので、売却前の単価になるように、料金の不公平さがないような形で高知太平洋鉱業と確約書を交わしております。

◎西森（雅）委員 ということは、太平洋セメントに売却したけども、1割弱の人というか事業所は高知太平洋鉱業株式会社から使用させてもらって使用料を支払っていくという考え方なんですか。

◎吉永港湾・海岸課長 この1割というのは四国鉱発でして、高知太平洋鉱業と一緒にあって石灰石を出している状況ですので、もうほとんど同一の業者となります。ただ、実際契約された方は高知太平洋鉱業ですので、それぞれはありますけれども、共同でやっていたこととなります。

◎西森（雅）委員 ちなみにこれは幾らで売却になったのか。また耐用年数とか教えていただければと思います。

◎吉永港湾・海岸課長 こちらは耐用年数が17年です。整備してから約21年経過し、減価償却率を考慮した単価を設定しておりますして、売却金額は2,860万円となります。

◎塚地委員 直接関係ないことで申し訳ないんですけど、これを入手するに当たって出荷量が増えていくということが大きなインセンティブになっているんだと思うんですけど、

この令和7年度ということは、あと2年後に今のほぼ倍の量の石灰石製品の出荷ということで、これは具体的にどういう計画なのか、分かったら教えてもらいたいですけど。

◎吉永港湾・海岸課長 出荷量につきましては、太平洋鋳業が今現在、横浜、名古屋、広島、福山とかに出している量を今後増やしていきたいということと、九州にあります山のほうは今、量が少なくなってきたということで、代替機能として高知県の良質な石灰石を出していくということで、こちらの消費量が非常に増えていくということを考えて、事業計画書を立てていただいているところでして、大体150万トンということは割と現実味がある数字ではないかなと思っております。

◎上治委員長 質疑を終わります。

以上で、港湾・海岸課を終わります。

これで、土木部の議案を終わります。

#### 《報告事項》

◎上治委員長 続いて土木部から4件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにいたします。

#### 〈土木政策課〉

◎上治委員長 それではまず、県が発注する地質調査業務における公正取引委員会の立入検査を受けての談合防止対策について、土木政策課の説明を求めます。

◎梅森参事兼土木政策課長 土木部報告事項の土木政策課の赤いインデックスのついたページをお開きください。県が発注する地質調査業務における公正取引委員会の立入検査を受けての談合防止対策についてです。この件につきましては、2月議会のこの委員会で第2回検討委員会の概要を報告させていただきました。その後の状況としまして、先月5月29日に第3回検討委員会を開催しましたので、概要につきまして報告させていただきます。

第3回の検討委員会は8人全員に出席いただき、2の議題にありますように、全国の談合防止対策の実施状況調査や地質調査業務に係る入札結果の分析を踏まえ、再発防止のための入札制度改正及びペナルティー強化の具体的な方向性を提案いたしました。資料につきましては、5月29日の会議当日に各会派の控室の机に配付させていただきました。

3に主な意見を記載しています。①には、総合評価方式について、中小企業者が不利にならないいろいろな組合せを検討し、幅広く導入すべき。②として、総合評価方式を導入するに当たっては、発注者側がしっかり成果品を評価する仕組みとすべき。③として、総合評価方式においては、価格だけではなく、応札者が自らアピールできる仕組みを検討すべき。④として、中小企業や新規事業者、事業承継業者など、意欲のある事業者が参入しやすい視点を入れた入札制度を考えていただきたい。⑤として、コンプライアンス基本方針については、単に策定して終わりではなく、実効性のあるものにしなければならない。

⑥として、建設業界は他の業界と比べるとコンプライアンスの意識がまだまだ低いように感じるため、コンプライアンスの徹底が必要といった意見を頂きました。こうした意見を踏まえまして、第4回目以降の検討委員会におきまして、これまでの取組の検証や調査分析に基づいた入札制度改正やペナルティー強化について、検討委員会に具体的な見直し案をお示しをしていきたいと考えています。

また、一番下に記載していますように、第4回の検討委員会につきましては、7月27日の開催を予定しています。今後も検討委員会で開催のタイミングを捉えまして、審議の状況などにつきまして折々に報告をさせていただきたいと考えています。

土木政策課からの説明は以上です。

◎上治委員長 質疑を行います。

◎横山副委員長 主な意見の①で、中小企業者が不利にならないいろいろな組合せを検討し、ということですけど、中小企業というのはどういう位置づけなのでしょう。

◎梅森参事兼土木政策課長 委員の発言の趣旨を統括して書いたものですが、こういう委託業務を請け負う業者の規模的なところが大ききところもあれば小規模のところもあるということでの言い方だったんだろーと思います。受注件数の少ない、社員の少ない会社を指したような言い方で意見を頂いたものだと認識しております。

◎横山副委員長 土木とかやったらA級とかB級とかに分かれているけど、この調査業務においては、AランクとかBランクとかなくて全部が応札している状況にあるということですか。

◎梅森参事兼土木政策課長 建設工事につきましては、委員が言われたようにAからDのランクがありますけれども、委託業務につきましてはそういうランクがありませんので、そういった意味で大きい会社もあれば小さい会社もあるということで、業務によって指名であったり、価格によっては一般競争を全社が対応しているということだと考えています。

◎横山副委員長 土木の一般競争入札であれば、地元とか地域の加点というふうな概念があったりするんですけど、この調査業務においてはそれもないということですか。

◎梅森参事兼土木政策課長 建設工事で総合評価方式を導入しておりますので、評価項目をどういう形にするかは建設工事に倣いながら検討しているところですけども、当然、委託業務全般におきましても、地域性の問題とかも考慮しながら、建設工事よりちょっと低い規模感になりますので、そのあたりで委員からも意見がいろいろ出ているところで、一定の業者が独占しないような形をどうするのかという、すごく頭を悩ませ、内部で検討を進めているところなんです。

◎横山副委員長 災害が起こったときに、今、国だとTEC-FORCEが入ってとかはあるんだろーと思うんですけど、こういうコンサルタントの方々も災害のときには一番先に出て、いろんなところを調べてもらって、その後速報していくというような連携もある

と思うんでね。地域の業者も中小企業というふうになるのか分かりませんが、しっかり育成していきけるような仕組みづくりも検討されたらと思います。

◎梅森参事兼土木政策課長 災害のときも調査をきっかけとして工事に移っていきますので、そうした観点は建設工事と同様、どういう形でそういう部分を担っていただくところを評価していくかということも、全部追い切れるかどうかはありますけれども、当然念頭に置きながら検討させていただきたいと考えています。

◎久保委員 2の議題で、(5)、(6)あたりで違約金とか賠償金、指名停止期間についてということも既にかかれてはいるんですけども、相手があることですからなかなか予測もつかないかも分かりませんが、公正取引委員会の今後の見込みと伺いますか、最終的な公正取引委員会としての対応、対処はいつ頃になるのかというのはまだ分らないでしょうか。

◎梅森参事兼土木政策課長 県としましても調査に協力する形で一定の書類とかも提出しまして、聞き取りも受けた状況で、県が受ける調査としては終わっております。聞き及ぶ話によりますと、事業者への聞き取りとかは一定終わっておるところですけど、最終の確認の作業が今後あるように聞いておりますので、そうした作業が終わって、当然各社と公正取引委員会が供述調書なりを交わされると思いますので、そのタイミングなんかもあると思います。ちょっと時間的なことは分かりませんが、平成23年度の高知談合のときは、事実が発覚してからおおよそ1年後でしたので、そのぐらいの感覚なのかなと見て、それ以前にある程度の素案を委員会の中で固めておいて、内容が出された後にすぐに検討委員会を開けるような準備をしていきたいと考えています。

◎久保委員 該当する業者への聞き取りは大体もう終わったということなんですか。その後の確認というのを今、課長が言われたように、やっているかも分かりませんが、一定もう終わった感じなんですか。

◎梅森参事兼土木政策課長 公正取引委員会から情報を頂けているわけじゃないので、あくまで聞き及んで話としましては、調査そのものは終わっているとお聞きしておりますので、恐らく調査したものを基に公正取引委員会が供述調査なり処分の方向性を検討しているということだろうと思っているところです。

◎西森(雅)委員 基本的なことでお聞きしたいんですけども、今回、県が発注する地質調査業務における公正取引委員会の立入検査を受けての談合防止対策ということで、このいろいろ議題として防止対策の検討がなされているということなんですけども、これは地質調査業務だけではなく、建設業界全体としての談合防止対策になっているという考え方でよろしいんですか。

◎梅森参事兼土木政策課長 今回、地質調査業務において、県の発注する工事に調査が入ったということで、同じ委託業務でも地質調査業務以外のものには入っていないということ

もありますので、検討していく内容としましては、地質調査を中心としまして、建設工事であれば総合評価方式を全都道府県が導入しておりますけれど、委託業務では導入していない県が11県ありまして、その中に高知県も含まれるということもありまして、総合評価方式については、どんな形で導入させていただかざるを得ないといったところで、委託業務の部分の検討を主にしております。その際に、地質調査業務とそれ以外の調査業務をどうするのかも少し検討しながら、あと、ペナルティーの部分の違約金とか指名停止の関係については、前回の高知談合のときに、今後起こるものとして案を見直したものがありますので、今回、全国調査なども行いまして、高知県の今、何か起こればこういう状況になるというところの位置関係を押さえた上で、前回3回目のときにお示ししておりますので、その部分は全般に及ぶということになりますので、部分的なところと全般的なところで、項目によって考え方を分けながらやっているというところです。

◎西森（雅）委員 そうすると、地質調査業務における公正取引委員会の立入検査を受けての防止対策ではあるけども、建設業界全体としての再度の様々な見直しも併せて行っているということだと理解いたしました。

◎上治委員長 質疑を終わります。

以上で、土木政策課を終わります。

ここで10分だけ休憩取って、後、続けて行かさせていただきます。

（休憩 14時55分～15時5分）

◎上治委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

#### 〈河川課〉

◎上治委員長 次に、和食ダム本体建設工事の状況について、河川課の説明を求めます。

◎山本河川課長 和食ダムの状況について御説明させていただきます。

土木部報告事項の河川課のインデックスのついたページを御覧ください。昨年12月の契約変更議案の説明に用いました資料を時点修正したものです。1の（1）には契約の概要、（2）には契約を締結した平成25年10月15日以降の主な経緯を記載しております。

次に2ページを御覧ください。2に左岸斜面に確認された広範囲に広がる粘土を含んだ割れ目、いわゆる節理面への対応について、これまでの経緯を時系列で整理しております。

（2）に記載しておりますとおり、この節理面については、その上に土塊を残したままダムを施工すると、地震などの揺れによりダム堤体にひび割れや漏水などの問題が発生する可能性があることから、国の専門機関と協議した上で、恒久的なダムの安全性を確保するために、再掘削を行い除去することとし、その工事を進めてまいりました。

（11）に記載していますとおり、昨年7月に左岸斜面の再掘削が完了し、9月から堤体

コンクリートの打設を再開しております。

次に3ページを御覧ください。3の今回報告させさせていただく追加契約工事については、ダム管理棟の基礎部を掘削中に地盤の緩みが確認されたことから、対策工を実施するための追加経費などを計上する契約変更を、令和5年5月24日に締結したものです。このことに必要な経費は870万5,450円で、請負金額は75億9,500万9,950円から76億371万5,400円に増額しております。

4の今後の対応についてですが、令和6年度のダム完成に向け、堤体コンクリートの打設などを行い、早期に和食ダムの事業効果が発揮できるよう工事を進捗してまいります。

次に5の今後の変更見込みについてです。(1)は、令和5年12月議会におきまして、ダムにためた水が漏れないように、地盤の中にセメントミルクを注入する基礎処理工に要する費用などの変更を予定しております。

(2)は、令和6年12月議会におきまして、工事資材などの物価上昇に伴うインフレスライドによる変更を予定しております。

6の写真は、現在の現場状況を撮影したものです。

河川課からの報告は以上です。

◎上治委員長 質疑を行います。

◎横山副委員長 今後の変更見込みの(2)でインフレスライドですけど、今まで結構工期長かったんですけど、何回もその都度はやってきているんでしょうか。

◎山本河川課長 今までも、4回、インフレスライドの申請が出てきておりますけれども、設計変更としては最後でまとめて実施するように考えております。

◎横山副委員長 長い工期の工事ですから、しっかり最後まで見てあげて、変更も見てあげて、物価スライドも見てあげてしっかり完了していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

◎上治委員長 質疑を終わります。

以上で、河川課を終わります。

#### 〈住宅課〉

◎上治委員長 次に、非強制徴収債権の放棄について、住宅課の説明を求めます。

◎大原住宅課長 債権放棄について御説明いたします。

土木部の報告事項の住宅課のインデックスの資料の1ページをお開きください。高知県債権管理条例第14条の規定に基づき、非強制徴収債権を放棄したことについて、本会議でお配りした資料のうち、住宅課が所管しています(1)総括表、番号3の県営住宅使用料に係る債権3件、124万3,626円の御説明をいたします。

これまで住宅使用料に係る長期滞納者に対して、文書等で納付指導を行うほか、明渡し及び支払いを求める訴訟の提起や、明渡しの強制執行、弁護士への委託などにより、債権

回収に努めてまいりました。しかしながら、退去滞納者の中には、支払う意思や能力がない方などが存在し、時効期間を経過している債権が発生しています。住宅課において、昨年度に時効期間を経過している債権について、順次、債務者本人及び連帯保証人の所在調査などを行った結果、条例第14条の要件に、3件が該当していることを確認いたしました。

資料の2ページを御覧ください。放棄した金額は上から順に、19万4,800円、79万5,400円、25万3,426円となっています。債権放棄事由につきましては、番号の1番が第14条第1項2号の破産法の規定により、債務者が当該非強制徴収債権につき、その責めを免れたときに該当しております。2番が債務者の相続人2名のうち1名が、第14条第1項第1号の強制執行の対象となる財産がないときに該当し、もう1名が、第14条第2項第3号の債務者の所在が不明であるときに該当しております。3番は、相続人2名のうち1名が、第14条第2項第2号の強制執行をすることによって、債務者の生活を著しく窮迫する恐れがあるときに該当し、もう1名が、第14条第2項第3号の債務者の所在が不明であるときに該当しております。債権の放棄決定の日はいずれも令和5年3月31日です。

説明は以上です。

◎上治委員長 質疑を行います。

(なし)

◎上治委員長 質疑を終わります。

以上で、住宅課を終わります。

#### 〈港湾振興課〉

◎上治委員長 次に、新たな定期コンテナ航路の就航について、港湾振興課の説明を求めます。

◎藤井港湾振興課長 港湾振興課からは高知新港への新たな定期コンテナ航路の就航について御報告いたします。

土木部報告事項の港湾振興課のインデックスのつきましたページをお開きください。これまで当課が進めてまいりました高知新港の活性化に向けたコンテナ航路の誘致活動が実を結び、7月20日から韓国の釜山港との間に、CMA CGMグループによる新たな週1便の定期コンテナ航路が就航することとなりました。

資料中ほどの企業概要を御覧ください。CMA CGMは、フランス（マルセイユ）に本社を置き、170の定期コンテナ航路で、世界150か国、400の港を結ぶ、コンテナ取扱量世界第3位の企業です。ヨーロッパ航路を運航する同社の傘下には、アジア航路を統括し、今回の新規航路を運航するCNCのほか、アメリカ航路を運航するAPL、オセアニア航路のANLがあり、今後は、釜山港を経由してこれらの航路に接続することが可能となり、東南アジアをはじめ世界中の国との貿易が容易となります。

資料下段にあります高知新港現状及び課題を御覧ください。これまで新型コロナウイルス

ス感染症の影響で、海上物流が混乱し、遅延や抜港が慢性化したため、大口荷主を中心に、より利便性の高い他港への切替えが進んでおりました。この新たな定期コンテナ航路の就航を契機に、他港を利用している荷主の貨物を呼び戻すことに加え、新たに高知新港を利用する荷主の掘り起こしを行い、安定的な貨物の確保を図ってまいります。

資料左下の新規航路定着に向けた支援策を御覧ください。新しい航路を定着させるためには、多くの貨物を集める必要があります。そのため、①、②に記載しておりますとおり、船会社向けと、荷主向けの2種類の補助制度を活用し、必要な貨物を確保してまいります。予算につきましては、既存予算で対応してまいります。当初予算編成の段階では、新規航路が実現しておりませんでしたので、今後、順調に集荷が進みますと、予算が不足することが想定されます。そのため、不足が見込まれる場合は、9月議会において補正予算をお願いしたいと考えております。

港湾振興課からの報告は以上です。

◎上治委員長 質疑を行います。

◎久保委員 予算が足らなったら、9月補正でお願いします。荷物を集めることには、今後また撤退ということも出てくると思うんです。港湾振興課の皆さん、本当に頑張られていると思いますけども、荷物の集積に向けてどんな感じですか。現状ちょっと御説明をお願いします。

◎藤井港湾振興課長 感触的にはまず大口を当たりました。取りあえず、安定的に毎週出していただける、県外を含め県内の大口の荷主様、大手の企業ですが、行って御挨拶しますと非常に今までコロナによって定期でなく、他港へ流れております。その分がすぐに戻すことはできないものもありますけれども、非常に利便性の高い航路ですので、最初の初回寄港の御祝儀も含め、非常に好評です。今年度限りの補助金もありますので、それも含め、本年度で営業を回り、安定した貨物が毎週確保できるように努めてまいりますので、よろしくをお願いします。

◎久保委員 課長が説明してくれた中ほどの現状及び課題のところでは実質は合併して1社が残っておることが、やはり競合するんで、船賃に結構効いてくると思うんですね。1社単独となったら足元見られるんで、やっぱり競合する会社、船社がおれば、随分違うんじゃないかと私の知り合いも言われています。これ見たらシノコーが、今回のチェンリーが入港したとき、残る可能性はどうでしょうか。

◎藤井港湾振興課長 新規航路7月20日から週3便という形になりまして、極力既存の航路の荷主を、荷主というか荷物を痛めないように、オファーすると言いますか。そういう意気込みでおりましたけれども、やはり営業回る中で利便性が高いほうへ流れる。早く着く。当然、同じ釜山から同じ会社の船で運びますんで安くなる。そういうことでそちらに乗り換えられる方も増えるかなと。ただ、全ての航路で、CNCが有利になるとは限らな

いという荷主もおられましたので、なるべく週3便を維持できるよう、CNCには配慮をさせていただきたいという投げかけは今のところしております。けれども競争ですので、当然、2便になる、1つの航路がなくなる可能性も視野に入れながら、こちらも活動していかないかんなどは考えております。

◎出水港湾振興監 1点補足させていただいてよろしいでしょうか。今、高知県の企業で高知新港を使っているのは、輸出で5割は切っております。輸入で6割程度という状況です。そのため、他港を使っている企業に高知港を使っていたらいいと、地元の港を使っていたらいいと、まずそれをしっかり集めるということを目指しておりますので、この3便に変えたという利便性の向上を積極的に打ち出して、ぜひ県内の企業の皆さんに高知新港を使っていたらいいと、新港の発展、また高知県経済の発展に努めていきたいというのが今回の主な目標です。

◎久保委員 やっぱり1社独占と、2社で随分違うとその方々も言われていましたし、私もそう思います。今、おっしゃったように、当然荷主にとったら安いほうに流れるでしょうけど。上手にバランスを取りながら競合者が残るように、そのための支援策なんかもあると思いますんで、フルに活用したらいいと思うんですよ。支援策をフルに活用して、できたら競合者が残るようにバランスを取って、今後、プロモーションをしていくように、もうそんなに先じゃなく、結果は見えてくるんじゃないかなと思いますけども、ぜひそこを注視しておりますんで、よろしく願いいたします。

◎上治委員長 質疑を終わります。

以上で、港湾振興課を終わります。

これで、土木部を終わります。

#### 《産業振興推進部》

◎上治委員長 次に、産業振興推進部について行います。

#### 《報告事項》

◎上治委員長 産業振興推進部から1件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにいたします。

部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎沖本産業振興推進部長 それでは報告事項の前に、先般、特別経済対策プロジェクトチームにおきまして、県内の経済状況について取りまとめを行いましたので、その内容について御説明申し上げます。

まず、説明資料の青いインデックス、産業振興推進部の1ページを御覧をいただきたいと思っております。

まず、原油価格・物価高騰の状況です。上段の左側、原油価格に関しましては、1キロ

リットル当たりの単価が、昨年1月の5万7,609円から、昨年7月には9万9,579円、10万円弱まで高騰いたしました後、下落はしておりますが、今年3月の速報値で6万9,356円ということで、そこまでは下がってきている状況です。

その右側、レギュラーガソリン価格につきましては、オレンジの実線が本県の推移、青い点線が全国の推移です。本県では、昨年7月下旬以降横ばいの状態でございますが、全国と比較しても依然として高い水準にあるということです。

その右側が、施設園芸などで使用されます重油になります。令和2年5月以降、上昇を続けておりまして、現在も高止まりの状況という状態です。

左下の東京市場におけますドルとユーロの為替レートの推移ですが、昨年の3月以降、急激に円安ドル高となっております。現在もその傾向が続いております。ユーロにつきましても、ユーロの金利が上昇するということもありまして、昨年11月末から円高傾向にありましたが直近ではまた円安ということになっております。

その右側、消費者物価指数です。赤の実線が高知市の物価全般、点線が変動の大きい生鮮食品とエネルギーを除いた物価を示しております。令和4年に入ってからいずれも急激に上昇しております。

その右側、穀物等の国際価格の動向ですが、米の価格以外は直近は下がっておりますものの、以前と比べますと、いまだに高い水準にあるということです。

続きまして2ページ目をお願いいたします。新型コロナウイルス及び原油・原材料高騰によります県内事業者の影響をまとめたものです。分野ごとに左の新型コロナウイルスによる影響は、主に需要面から、原油の高騰、原材料の高騰による影響は、主に供給面からまとめております。青色の枠囲いで、6月補正予算へ提案と記載しておるものは、担当部局において対策を講じ、本議会に補正予算を提出提案させていただいておりますので、個別の内容につきましては、担当部局から所管の委員会で御説明いたします。

まず、農業分野です。原油高騰による影響ですが、施設園芸等は運営費に占める暖房コストとしての燃料費の割合が高く、先ほど御説明しましたA重油の価格高騰の影響を受けやすい構造となっております。右側の原材料の高騰による影響では、肥料については、③にありますように令和5年はやや下落しておりますものの、令和3年と比較して依然として高い水準になっております。また、飼料の①にありますように、配合飼料の価格は今年1月以降も過去最高水準で推移しております。

次に林業分野です。原油高騰による影響では、県内の製材事業者、林業事業者ともに影響が継続している状況です。右側の原材料の高騰による影響では、高性能林業機械の価格の上昇によりまして、構造転換が図りづらくなっております。

3ページをお願いいたします。水産分野です。原油高騰による影響では、漁業・養殖業者は、燃油高騰による生産コストの増加を販売価格に転嫁することが難しく、経営を圧

迫している状況です。また、水産加工事業者では、重油を燃料とするボイラーを使用しております事業者の負担が増加しております。右側の原材料の高騰による影響では、1 漁業・養殖業への影響の③にありますように、養殖用飼料の価格が直近 1 年で 3 割上昇しております。魚類養殖では、飼料費が経費の約 7 割を占めるため、負担が大きくなっております。

次に下段の製造業です。原油・原材料高騰による影響の①にありますように、原材料の価格高騰が長期化する中、利益が圧迫されている事業者もおります。また③にありますように、著しい電気料金の高騰が深刻となっております。

4 ページをお願いいたします。小売業に関しましては、左側の新型コロナウイルスによる影響では、②にありますように消費動向に持ち直しの動きがありますものの、売上げはコロナ前ほどには回復しておりません。また、右側の原油・原材料高騰による影響では、①にありますように、原材料や電気代、ガス代などの値上がりの中、業種にかかわらず、操業コストは悪化傾向で経営を圧迫しております。

次に飲食業に関しましては、左側の新型コロナウイルスによる影響では、①にありますように飲食店は持ち直しております一方、2 次会需要となりますスナック等に関しましては、コロナ前の水準には戻っておりません。

次に食品関係に関しましては、左側の新型コロナウイルスによる影響では、国内は総じてコロナ禍の影響がなくなってきておりまして、一部の小売、土産物につきましては、コロナ前よりも伸びてきている事業者もあります。

次に一番下の旅館ホテル観光業です。左側の新型コロナウイルスによる影響では、旅館ホテルの宿泊につきましては、①にありますように全国旅行支援の延長や観光博覧会などの効果によりまして、コロナ禍前の令和元年の水準近くまで回復しております。一方、旅館ホテルの宴会に関しては、昨年に引き続き非常に厳しい状態ではありますが、一定戻りつつあります。また、右側の原油高騰による影響では、クリーニング代や燃料代に影響が出ておりまして、経営の圧迫が懸念されております。

5 ページをお願いいたします。その他衛生関係では、右側の原油・原材料高騰による影響については、銭湯では光熱水費のほか、衛生管理に必要な消毒剤、シャンプーなどの価格が高騰しており、経営が厳しい状況にあります。

最後に交通運輸です。左側の新型コロナウイルスによる影響では、徐々に回復しつつありますが、依然として厳しい状況が続いております。中でも、高速バスは半減しているという状況です。右側の原油高騰等による影響では、バスや路面電車、鉄道、タクシー、トラックなどの運行経費の増加が見込まれております。

県内の経済状況については以上です。

次に報告事項として、まるごと高知レポートにつきまして、後で担当課長から御説明申し上げます。まるごと高知レポートは、地産外商公社の外商活動の取組状況や、まるごと

高知の運営状況などを県内の事業者の皆様や県民の皆様にお知らせすることを目的といたしまして、毎年発行しているものです。こちらの詳細につきましては、後ほど地産地消・外商課長から御説明申し上げます。

最後に、赤色のインデックスの審議会等をお開きいただきたいと思います。5月26日及び6月19日に高知県産業振興計画戦略検討委員会を開催いたしましたので、その審議概要を記載しております。

以上で私からの説明を終わります。

#### 〈地産地消・外商課〉

◎上治委員長 それでは、まるごと高知レポートについて、地産地消・外商課の説明を求めます。

◎片岡地産地消・外商課長 当課の報告事項について御説明させていただきます。

資料の赤いインデックス、地産地消・外商課をお願いいたします。まるごと高知レポート36号につきまして、主な項目の御報告をさせていただきます。今回のまるごと高知レポートは、公社の令和4年度の取組を総括したものです。

1 ページを御覧ください。上段の括弧内ですが、令和4年度はコロナの影響があったものの、社会経済活動の正常化が進む中、外商では営業訪問や商談会への参加、産地視察などに積極的に取り組んできました。特に大阪関西万博を控え、経済活力が高まっている関西に向けては、バイヤーなどを県内に招き事業者とのマッチング、産地視察を行っていただく関西版県産品商談会を新たに開催するなど、外商活動を強化いたしました。また、まるごと高知の運営では、コロナの影響に加え、原材料費や光熱水費の高騰といった厳しい状況ではありましたが、飲食部門の売上げはランチを中心に前年度実績を上回り、物販と合わせた売上げは、目標に近い実績を確保することができました。

まず、県内事業者の営業活動支援につきましては、個別企業への営業を過去最大の3,830件、公社が主催または出展する商談会への参加事業者は過去最高の延べ960社。産地視察への招聘を過去最大の159回。百貨店や量販店等での高知フェアを131回と、公社がこれまで培ってきましたネットワークを最大限に生かし、積極的に取り組んでまいりました。こうした取組によりまして、赤字のところがございますが、令和4年度の外商活動としましては、公社の支援による県内事業者の成約件数は、前年度比11%増の1万1,408件。金額は、前年度比10.8%増の57億5,400万円と、いずれも過去最高の実績を示すことができました。

2 ページをお願いします。アンテナショップの運営です。令和4年8月で開店12周年を迎えた「まるごと高知」では、社会経済活動の正常化に合わせて様々な店舗プロモーションにチャレンジした結果、アンテナショップの売上げは前年度を上回る実績を示すことができました。主な来店者数・販売促進の取組といたしまして、物販部門では、昨年7月から1階のレジ横に土佐の逸品コーナーを設けまして、新商品であるとか、店長のおすすめ

商品などを、お客様に特にPRしたい商品ということで陳列し、リピーターに対して目新しさを感じてもらえる店舗づくりに努めました。また、NHKの連続テレビ小説「らんまん」の放映前から、機運の醸成を図るために、昨年9月に特設コーナーを設置をしまして、設置後も販売アイテム数を増やししながら、この4月の放映開始後の需要増に向けた展開を図ってまいりました。

次に、飲食部門では、高知ならではの皿鉢料理を楽しんでいただく皿鉢プランの提供を2月から開始しました。また、原材料費等の高騰への対応として、ランチメニューの見直しや、一部値上げを行い、売上げの確保に努めました。こうした取組を行いました結果、真ん中あたりの③、来店者数は物販と飲食を合わせて58万1,300人余り、売上げは物販・飲食で4億1,300万円余りとなり、いずれも前年度を上回る結果となりました。また収支につきましては、原材料費、光熱水費の高騰など、厳しい経営環境の中、価格の改定、経費削減等に努めることで、物販・飲食を合わせて570万円余りの黒字となりました。

次に、4高知県情報の発信です。まるごと高知の地下1階に設置しております観光・移住・ふるさと情報コーナーに、1,267件の相談を頂きました。また、高知家プロモーションをはじめ、県産品や観光、移住などの情報発信に積極的に取り組んだ結果、テレビへの露出による広告効果は、広告費換算で62億円となりました。

次に7ページをお願いします。経済波及効果と公社の活動の成果の推移です。上段、公社の活動による経済波及効果を算出したものです。左側のINPUT（補助金等投入額）の欄につきましては、公社の運営に必要な補助金や、県からの派遣職員の人件費、まるごと高知と公社の外商事務費の年間の家賃です。これらの合計は4億4,600万円となっております。

次の8ページのOUTCOME（活動の成果）の欄を御覧ください。成約金額及び店舗での売上原価等の合計額に、産業連関表に基づく生産誘発倍率を用いて、波及効果を算出した結果、補助金等投入額の24倍となります108億6,000万円となり、さらに高知県情報の発信による広告効果を加えますと、170億6,000万円の効果につながりました。

下段の表は、公社の設立年度からの活動及び成果の実績を示したものです。令和4年度の実績は、高知フェアと広告効果を除きまして、前年度を上回る結果となりました。令和5年度の目標としましては、このページ右端ですが、外商につきましては、リアルな商談機会、大規模展示会への出展機会の拡大を図るとともに、関西圏においては本年度、設置しました関西事業本部の下、活動を強化しまして、昨年度の外商成約額を上回る60億円を目指してまいります。また収益部門につきましては、社会経済活動が正常化する中、4億5,000万円の売上げを目指してまいります。

最後に13ページをお願いします。令和5年度は、さらなる外商活動や情報発信に取り組むとともに、関西においては、関西戦略の核となるアンテナショップの開設準備などに取

り組んでまいります。具体的には基本方針に記載しておりますとおり、外商活動では、これまで培ってきた外商先との信頼関係、ネットワークを生かしながら、販路の拡大、新たな販路の開拓に全力で取り組んでまいります。またアンテナショップの運営につきましては、季節ごとの商品、メニューの展開、店舗プロモーション等を連動させることによりまして、物販、飲食部門への集客を図ってまいります。さらに、関西圏におきましては、関西事業本部の下、外商活動を強化するとともに、アンテナショップの開業に向けた準備を進めてまいります。

説明は以上です。

◎上治委員長 質疑を行います。

(なし)

◎上治委員長 質疑を終わります。

以上で、地産地消・外商課を終わります。

これで、産業振興推進部を終わります。

#### 《採決》

◎上治委員長 これより採決を行います。今回は、議案数が5件で、予算議案が1件、条例その他議案が4件であります。

それでは、採決を行います。

第1号議案「令和5年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上治委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第9号議案「高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上治委員長 全員挙手であります。よって、第9号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第10号議案「高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上治委員長 全員挙手であります。よって、第10号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第16号議案「宿毛合同庁舎建築主体工事請負契約の締結に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上治委員長 全員挙手であります。よって、第16号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第17号議案「都市計画道路高知駅秦南町線防災・安全交付金(久万川橋耐震・補強)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎上治委員長 全員挙手であります。よって、第17号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、ここで執行部は退席をお願いします。お疲れさまでした。

(執行部退席)

◎上治委員長 以上で日程は全て終了いたしました。閉会の前に委員の皆さんにお諮りをいたしたいことがございます。それは県外調査についてです。それでは委員会の県外調査の候補地について、書記に説明をさせます。

◎書記 それでは県外調査の候補地について御説明いたします。お手元の資料、産業振興土木委員会県外視察日程案のタイトルのものを御覧ください。今年度の県外調査の候補地につきましては、出先機関調査の中で皆様から頂いた御意見を踏まえて、台湾案を作成しております。調査期間につきましては、平成29年度に台湾を訪問したときの日程は3泊4日でしたので、今回も3泊4日を案としております。台湾までの移動方法につきましては後ほど御説明させていただきますが、基本的には、1日目と4日目は移動のみになる可能性が高いと考えております。3泊4日のうち2日目と3日目の訪問先につきましては、御意見を頂いておりましたタイガーエア台湾、中華民国交通部、スタートラベルを含む6か所を記載しておりますが、調査先との交渉はこれから始めますので、あくまで参考ということで記載しております。

次に台湾までの移動方法について御説明します。まず、現在、高知龍馬空港と台湾との間で運航されているチャーター便につきましては、台湾発のみを想定したものであることから、利用は困難である旨、国際観光課から回答を得ております。また、岡山空港ですとか、関西国際空港などで運航されているタイガーエア台湾の航空機につきましては、現在のところ、これらLCCを取り扱っている旅行会社が見つからない状況です。事務局といたしましては、災害等発生時に迅速に行動するためには、旅行会社に航空機やホテルの手配をしていただくことが必要と考えておりますので、LCCを取り扱っている旅行会社が見つからない場合には、タイガーエア台湾以外の航空機を利用することになると考えております。

本日の委員会では、県外調査のまず方面と日程について決めていただければと考えてお

りますので、よろしく申し上げます。

◎上治委員長 それでは、このことについて協議をいたしたいと思います。御意見を願います。

小休にいたします。

(小休)

－候補地について協議－

◎上治委員長 正場に復します。

それでは調査先につきましては、お示しのとおり台湾方面と、調査日程につきましては、8月29日から9月1日までと決定いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎上治委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。なお、細部につきましては、正副委員長に一任をお願いいたしたいと思います。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、来週7月3日月曜日の委員会は休会とし、7月4日火曜日の午前10時から、委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしく願います。

これで本日の委員会を閉会といたします。

(16時3分閉会)